

委託番号	5 2 5 3
委託形態	業務委託

仕 様 書

- 1 件 名 公園設備保守点検業務委託
- 2 履 行 期 間 令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで
- 3 履 行 場 所 苗塚塚前公園ほか
- 4 支 払 方 法 業務完了後一括払

- 5 委 託 内 容 施設の保守点検業務を行う。

工種	単位	数量	摘要
設備保守点検工	箇所	7	詳細は特記仕様書参照

- 6 そ の 他
- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
 - (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
 - (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
 - (4) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

- 7 問 合 せ 先
- (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
草加市役所 契約課
電話048（922）1129（直通）
 - (2) 同等品以上の代替物の協議に関すること、契約締結後の問合せ先
草加市役所 みどり公園課
電話048（922）1973（直通）

公園設備保守点検業務委託特記仕様書

1 履 行 場 所 苗塚塚前公園ほか

2 委 託 内 容 (1) 苗塚塚前公園防災用ポンプ設備

① 滅菌用薬品（塩素）の補充又は交換

② 保守点検 1回（8月予定）

ア 手押しポンプ本体の点検（外観・作業状況等のチェック）

イ 滅菌器の点検

ウ ろ過装置の点検（外観、ろ過材の確認）

エ 水質検査（簡易飲適）

オ 設備外観、備品のチェック

③ その他

水質保全用の次亜塩素酸ソーダを1箱用意し、補充すること。

次亜塩素酸ソーダ・・・次亜塩素酸ナトリウム12%溶液

（20kg／箱）

(2) 草加松原公園せせらぎゾーン給水設備

設備概要

水封式水中ポンプ 65A×1.5kW 2台

50A×1.5kW 1台

25A×0.75kW 1台

ろ 過 設 備 型式：SS18MA

ろ過能力：8～13m³／hr

① 保守点検

ア 電気設備点検 2回（4・11月予定）

・制御盤内点検（保護装置作動確認）

・機器絶縁抵抗値測定

・接地抵抗値測定

・水位計・電動弁等作動確認

イ 水中モーターポンプ点検 2回（4・11月予定）

・ポンプ引き揚げ清掃点検、羽根車確認

ウ ろ過設備点検 2回（4・11月予定）

・清掃点検、機器作動調整確認

② その他

水質保全用の次亜塩素酸ソーダを3箱用意し、補充すること。
次亜塩素酸ソーダ・・・次亜塩素酸ナトリウム12%溶液
(20kg/箱)

(3) 一の橋・伝右川線修景施設給水設備

設備概要

水封式水中ポンプ 65A×1.5kW 1台
(型式: 65-STM 65TWB-1.51-5)

ろ過設備 型式: SFN-04APS
ろ過能力: 6m³/hr
(使用ポンプ型式: GS2-325-C0.4T)
(ケミカルタンク型式: NTR-051(50L))
(ケミカルポンプ型式: NFF01-PADL-CF)

① 保守点検

ア 電気設備点検 2回(4・11月予定)

- ・制御盤内点検(保護装置作動確認)
- ・機器絶縁抵抗値測定
- ・接地抵抗値測定
- ・水位計・電動弁等作動確認

イ 水中モーターポンプ点検 2回(4・11月予定)

- ・ポンプ引き揚げ清掃、羽根車確認

ウ ろ過設備点検 2回(4・11月予定)

- ・清掃点検、機器作動調整確認

エ 塩素注入及びストレーナー清掃 3回(6・7・8月予定)

- ・塩素の注入、ストレーナー清掃

② その他

水質保全用の次亜塩素酸ソーダを7箱用意し、補充すること。
次亜塩素酸ソーダ・・・次亜塩素酸ナトリウム12%溶液
(20kg/箱)

(4) 甚左衛門堰水循環浄化設備

① 保守点検 1回(8月予定)

ア UVランプ点検

イ 各ポンプ作動点検、羽根車確認、ろ過設備点検

ウ 操作盤等電気設備作動点検

- a 制御盤内点検
- b 機器絶縁抵抗値測定
- c 接地抵抗値測定
- d 水位計、電動弁等作動確認

② 清掃および部品の交換 1回（8月予定）

- ア ポンプピット及びポンプ清掃
- イ ジャケット清掃（6本）
- ウ UVランプ等交換
 - a UVランプ交換（6本）
 - b ジャケット用パッキン交換（6枚）

(5) まつばら綾瀬川公園修景施設給水設備

設備概要

水封式水中ポンプ	3.7kW 5台
ろ過設備	ろ過能力20m ³ /hr
水中照明	20基 (噴水14基 壁泉6基)

① 保守点検

- ア 電気設備点検 2回（4・11月予定）
 - ・制御盤内点検（保護装置作動確認）
 - ・機器絶縁抵抗値測定
 - ・接地抵抗値測定
 - ・水位計・電動弁等作動確認
- イ 壁泉設備点検 2回（4・11月予定）
 - ・清掃点検、機器作動調整確認
- ウ 流れ設備点検 2回（4・11月予定）
 - ・清掃点検、機器作動調整確認
- エ 噴水池設備点検 2回（4・11月予定）
 - ・清掃点検、機器作動調整確認
- オ ろ過設備点検 2回（4・11月予定）
 - ・清掃点検、機器作動調整確認
- カ 塩素注入及びストレーナー清掃 3回（6・7・8月予定）
 - ・塩素の注入、ストレーナー清掃

② その他

水質保全用の次亜塩素酸ソーダを14箱用意し、補充すること。
次亜塩素酸ソーダ・・・次亜塩素酸ナトリウム12%溶液

(20kg/箱)

(6) 松原団地記念公園池給水設備

① 設備概要

水中ポンプ	80×2.2kW	2台
深井戸ポンプ	0.091m ³ /min	1台
ろ過設備	なし	

② 点検内容

ア 電気設備点検 2回(4・11月予定)

- ・制御盤内点検(保護装置作動確認)
- ・機器絶縁抵抗値測定
- ・接地抵抗値測定
- ・水位計・電動弁等作動確認

イ 水中ポンプ及び吐水金物点検 2回(4・11月予定)

- ・ポンプ引き揚げ清掃点検
- ・吐水金物清掃点検

ウ 井戸関連(地上部配線)点検 2回(4・11月予定)

- ・機器絶縁抵抗値測定
- ・接地抵抗値測定

エ ストレーナー清掃、井戸ポンプメーター検針 12回(毎月予定)

- ・ストレーナー清掃及び井戸ポンプメーターの検針

(7) 柿木フーズサイト公園給水設備

① 設備概要

水中ポンプ	φ50×0.25m ³ /min×4.0m×0.75kW	1台
ろ過設備	なし	

② 点検内容

ア 電気設備点検 2回(4・11月予定)

- ・制御盤内点検(保護装置作動確認)
- ・機器絶縁抵抗値測定
- ・接地抵抗値測定
- ・水位計・電動弁等作動確認

イ 水中ポンプ及び吐水金物点検 2回(4・11月予定)

- ・ポンプ引き揚げ清掃点検、羽根車確認

管し、1部は監督員に提出するものとする。

- ・ 当該委託作業に関する第三者からの苦情や意見は、原則として受注者が処理することとし、内容に応じて適宜苦情等受付・処理報告書を監督員に報告すること。
- ・ 点検中に施設の不良が発見された場合は、遅滞なく監督員に報告することとし、速やかに施設破損報告書、事故報告書を提出すること。

4 提出書類一覧

書類名称	提出時期
現場責任者届	契約時
現場責任者経歴書	
主任技術者届	
主任技術者経歴書	
委託業務工程表	
苦情等受付・報告書	随 時
施設破損等報告書	
事故報告書	
写真綴り（業務委託内容が確認できるもの）	業務完了時
点検報告書	
委託完了報告書	

- 5 そ の 他 点検実施時期及びこの特記仕様書にない事項については、監督員と協議の上、決定すること。

- 6 問 合 せ 先
- (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
草加市役所 契約課
電話048（922）1129（直通）
- (2) 同等品以上の代替物の協議に関すること、契約締結後の問合せ先
草加市役所 みどり公園課
電話048（922）1973（直通）

業務委託等共通仕様書

都市整備部 みどり公園課

第1章 総則

1 適用範囲

- (1) 本仕様書は、草加市（以下「当市」という。）が管理する市立公園等の維持管理業務委託等に適用する。
- (2) 図面（以下「設計図書」という。）及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (3) 本仕様書、設計図書及び特記仕様書に疑義が生じた場合は、当市と受注者との協議により決定する。

2 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、当市の発議により、監督員が受注者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の発議により、受注者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で、合議することをいう。

3 費用の負担

業務の実施に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

4 法令等の遵守

- (1) 受注者は業務の実施に当たり、次に掲げる法律、これに関連する法令・条例・規則等、当市が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。
 - ① 労働基準法（昭和22年法律第49号）
 - ② 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
 - ③ 消防法（昭和23年法律第186号）
 - ④ 建築基準法（昭和25年法律第201号）

- ⑤ 毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号)
 - ⑥ 都市公園法 (昭和31年法律第79号)
 - ⑦ 下水道法 (昭和33年法律第79号)
 - ⑧ 道路交通法 (昭和35年法律第105号)
 - ⑨ 河川法 (昭和39年法律第167号)
 - ⑩ 電気事業法 (昭和39年法律第170号)
 - ⑪ 騒音規制法 (昭和43年法律第98号)
 - ⑫ 都市計画法 (昭和43年法律第100号)
 - ⑬ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
 - ⑭ 水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)
 - ⑮ 労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
 - ⑯ 振動規制法 (昭和51年法律第64号)
 - ⑰ 環境基本法 (平成5年法律第91号)
 - ⑱ 草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例 (平成16年草加市条例第31号)
 - ⑲ 草加市立公園条例 (平成17年草加市条例第41号)
- (2) 使用人に対する諸法令等の運用及び適用は、受注者の負担と責任のもとで行うこと。
- なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。

5 提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後、業務の実施に当たり、着手及び完了に当たって当市の契約約款に定めるもののほか、速やかに次の書類を提出し、承諾を受けること。
- なお、その他業務によって必要な書類は、特記仕様書に定める。
- ① 現場責任者通知書 (押印不要)
 - ② (管理) 技術者通知書 (業務の性質上必要な場合) (押印不要)
 - ③ 業務工程表 (業務の性質上必要な場合) (押印不要)
 - ④ 緊急連絡届 (監督員の指示があった場合) (押印不要)
 - ⑤ 産業廃棄物等の収集運搬又は処分を廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い適正に行うための許可書及び契約書の許可書の写し (処分を伴う業務に限る)
 - ⑥ 業務打合せ記録簿 (要押印)
 - ⑦ その他監督員が指示するもの
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要があるときは、直ちに変更届を提出すること。
- ※対象業務委託労働環境報告書を含む。(1,000万円以上の委託)
- ※①、②、③は経歴書を含む。
- (3) 受注者は、作業が完了したときは、速やかに次の書類を提出すること。なお、その他

業務によって必要な書類は、特記仕様書に定める。

- ① 委託業務完了通知書（押印不要）
 - ② 出来高調書（監督員の指示があった場合）
 - ③ 作業記録写真（第1章「1.1 作業記録写真」による）
 - ④ 完了図書一式
 - ⑤ 清掃汚泥収集運搬処分等に係る産業廃棄物管理票及び伝票並びに清掃汚泥処分量集計表（処分を伴う業務に限る）
 - ⑥ 支払請求書及び明細書（要押印）
 - ⑦ その他監督員が指示するもの
- (4) 前記各項のほか、監督員が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。
- (5) 完成書類は原則電子納品とする。

6 官公署への手続

受注者は、契約締結後、速やかに関係官公署等に、作業に必要な道路使用、交通の制限等の届出又は許可申請を行い、その許可等を受けること。

7 現場体制

- (1) 受注者は、契約締結後、速やかに業務全般を統括する現場責任者及び技術上の管理をつかさどる管理技術者を定め、発注者に通知すること。
- (2) 受注者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させること。
- (3) 受注者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのために必要となる十分な数の作業員を配置すること。
- (4) 作業時間は、原則、午前9時から午後5時までとし、前後30分間は、準備・後片付けの時間とする。
なお、作業の性質等により上記時間以外に作業する必要がある場合は、事前に監督員と協議し、警察及び周辺住民に連絡すること。

8 周辺住民等との協調

- (1) 受注者は、作業を実施するに当たり、周辺住民等に作業内容を説明し、理解と協力を得ること。
- (2) 受注者は、周辺住民等からの要望又は周辺住民等と交渉があったときは、遅滞なく監督員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに監督員に報告すること。

- (3) 受注者は、いかなる理由があっても、周辺住民等から報酬、手数料等を受け取ってはならない。

なお、使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督・指導すること。

- (4) 使用人等が前項に定める行為を行ったときは、受注者がその責任を負うこと。

9 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、公園施設等に損害を与えたときは、直ちに監督員に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原状復旧すること。
- (2) 受注者は、作業に当たり、万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

10 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定した工程と、進捗状況に差が出た場合は、必要な措置を講じて作業の円滑進行を図ること。
- (3) 受注者は、毎月末に出来高報告書等により作業の進捗状況を監督員に報告すること。
- (4) 日程の都合上、通常の作業実施期間に含まれていない日（祝日、休日等）に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ、その作業内容や作業時間等について、監督員の承諾を得ること。

11 作業記録写真

受注者は、次の各項に従って、作業記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、作業写真記録帳に整理し、完了届に添付して監督員に提出すること。

なお、公園施設の破損、不等沈下又は腐食等の異常を発見した場合も写真を撮影し、監督員に報告すること。

- (1) 作業前後の状況を同一方向で撮影すること。ただし、撮影が困難な場合は、他の適切な方法で撮影を行うこと。
- (2) 写真には、委託名、作業件名、作業日、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板等を入れて撮影すること。

なお、電子黒板（デジタル委託写真の小黒板電子化）を希望する場合、事前に監督員と協議し、承諾を得ること。

- (3) 人力又は機械の別による作業状況は、背景を入れて撮影すること。
- (4) 一枚の写真で作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- (5) 原則としてデジタルカメラによるカラー撮影とする。なお、やむを得ない場合は監督

員と協議すること。

12 成果の所有等

作業に伴って得られた資料及び成果は、当市の所有とする。

また、作業の成果等は、当市の承諾なしに公表しないこと。

第2章 安全管理

1 一般事項

- (1) 受注者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、「労働安全衛生法」「市街地土木工事公衆災害防止対策要綱」等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講ずること。
- (2) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、直ちに対処できるよう対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理は受注者の責任において実施すること。

2 安全教育

受注者は、作業従事者に対し、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、安全意識の向上を図ること。

3 労働災害防止

- (1) 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検し、作業従事者の安全を図ること。
- (2) 作業中、酸素欠乏空気や有害ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及びその他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (3) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者を充て、かつ、誘導員を配置すること。
- (4) 労働安全衛生作業規則及び厚生労働省の通達等に定める保護帽の着用規定に基づき、作業内容に応じて、作業従事者にはヘルメットを着用させること。

4 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を適切に講ずること。
- (2) 作業現場は通行人、車両交通等の安全を確保するため、受注業務名を明示した標識を

設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施すこと。

- (3) 作業区域内には、必要に応じて交通整理員を配置し、車両及び歩行者の誘導及び整理を行うこと。
- (4) 市立公園内を車両で通行する必要がある場合は、徐行運転とし、ハザードランプを点滅させ、必ず誘導員を配置すること。
- (5) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (6) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

5 その他

- (1) 受注者は、作業に当たり「騒音規制法」、「振動規制法」、「草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例」等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守し、必要な措置を講ずること。
- (2) 作業時間、作業範囲等
作業の実施に当たっては、道路使用許可条件の時間及び範囲等を遵守すること。
- (3) 受注者は、作業に当たって、絶対に裸火を使用しないこと。
- (4) 廃棄物の処分
 - ① 廃棄物の処分は、関係法令等に基づく許可を受けた処分場及び処理施設で行うこと。
 - ② 受注者は、着手前に前項の許可書、契約書等の写しを監督員に提出して承諾を受けること。
- (5) 作業に当たり、道路その他の工作物を搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させたときは、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (6) 万一、事故が発生したときは、緊急連絡体制に従い、直ちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講じること。
- (7) 前項の報告後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により、直ちに監督員に届け出ること。
- (8) 受注者が、監督員の指示に反して、作業を続行した場合及び監督員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。
- (9) 作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めること。
- (10) 作業の継続が困難となったときは、直ちに監督員に報告し、指示を受けること。

第3章 その他

1 作業の完了

作業を終了し、所定の書類が提出された後、当市検査員の検査をもって完了とする。

ただし、完了後において、明らかに受注者の責めに伴う瑕疵が発見された場合は、受注者は直ちに是正措置を講じなければならない。

2 検査

(1) 受注者は、中間検査及び完了検査に立ち会うこと。

(2) 受注者は、検査のために必要な資料（日報、写真、完了図書等）を、検査員の指示に従い、提出すること。

3 その他

(1) 設計図書に特に明示していない事項であっても、作業遂行上必要なものは、受注者の負担において処理すること。

(2) その他特に定めのない事項については、速やかに監督員に報告し、指示を受けて処理すること。

(3) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

(4) 「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

別記

個人情報取扱特記事項

（基本事項）

第1条 この契約により、草加市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務进行处理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利権益を侵害することのないようにしなければならない。

（秘密保持）

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

（作業場所の特定）

第3条 受注者は発注者の指定した場所又は受注者の求めにより発注者が承認した場所以外で、個人情報を取り扱ってはならない。なお、発注者の承認は書面でなければならない。

（厳重な保管及び搬送）

第4条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

- (1) 受注者は発注者の許可なく、発注者の指定した場所又は発注者が承認した場所から個人情報又は個人情報を含む契約目的物等（以下「個人情報等」という。）を持ち出してはならない。
- (2) 受注者は、個人情報等を発注者から受けるとき又は発注者に渡すときは、個人情報の内容、数量、受け渡し日、受け渡し確認者、その他必要な事項を記載した書面を発注者と取り交わさなければならない。

（再委託の禁止）

第5条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報の処

理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

（委託目的以外の使用等の禁止）

第6条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時の報告義務）

第8条 受注者は、個人情報の個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の返還又は処分）

第9条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに発注者に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

（措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償）

第10条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

（その他）

第11条 受注者は、第2条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない

施設保守点検業務委託 図面一覧

- 1 苗塚塚前公園防災用ポンプ
 - ・施設平面図
 - ・手押しポンプ
- 2 草加松原公園せせらぎゾーン
 - ・施設平面図
 - ・ポンプ設備配置図
 - ・上流ポンプピット
 - ・下流ポンプピット
 - ・濾過設備その1
 - ・濾過設備その2
- 3 一の橋・伝右川線修景施設
 - ・全体配置図
 - ・ポンプ槽
 - ・配管図
- 4 甚左衛門堰水循環浄化設備
 - ・施設平面図
 - ・UVランプ
 - ・石英ジャケット
- 5 まつばら綾瀬川公園修景施設給水設備
 - ・施設平面図
 - ・流れ・伏越管・伏越枳
 - ・貯水槽・濾過設備
 - ・噴水池設備その1
 - ・噴水池設備その2
 - ・噴水池設備その3
 - ・壁泉その1
 - ・壁泉その2
 - ・壁泉その3
 - ・制御盤
 - ・配管図
- 6 松原団地記念公園池循環設備
 - ・設備平面図

- ・池循環設備詳細図その 1
 - ・池循環設備詳細図その 2
 - ・池循環設備詳細図その 3
 - ・池循環設備詳細図その 4
 - ・池循環設備詳細図その 5
 - ・池循環設備詳細図その 6
 - ・池循環設備詳細図その 7
 - ・電気設備平面図その 1
 - ・電気設備平面図その 2
- 7 柿木フーズサイト公園水景施設設備
- ・水景施設設備図その 1
 - ・水景施設設備図その 2
 - ・水景施設構造図その 3
 - ・水景施設構造図その 4
 - ・水景施設構造図その 5
 - ・水景施設構造図その 6

苗塚塚前公園防災用ポンプ 施設平面図

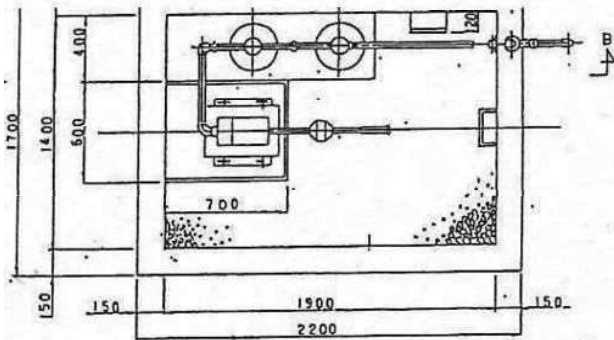
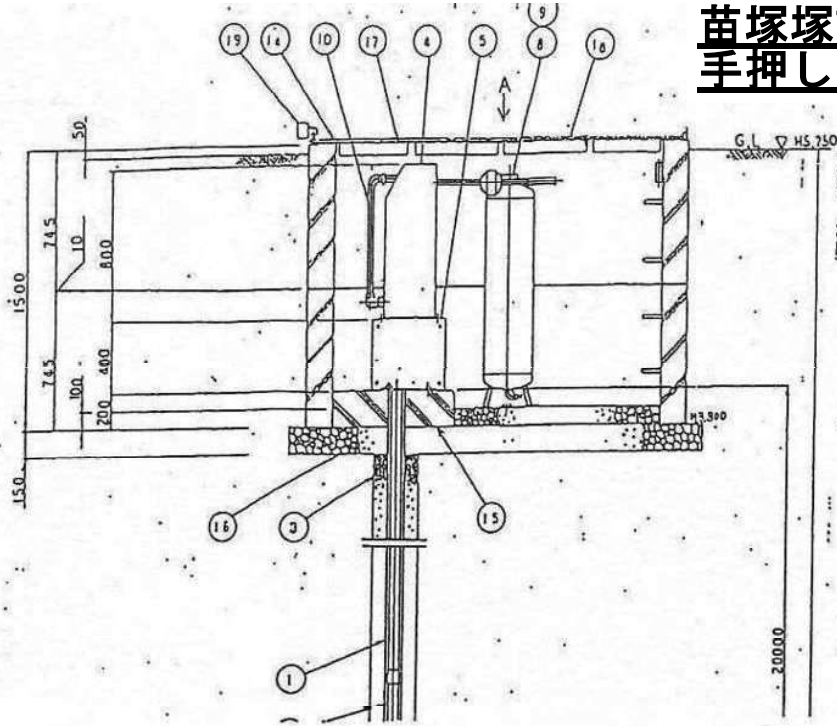
S=FREE

苗塚塚前公園

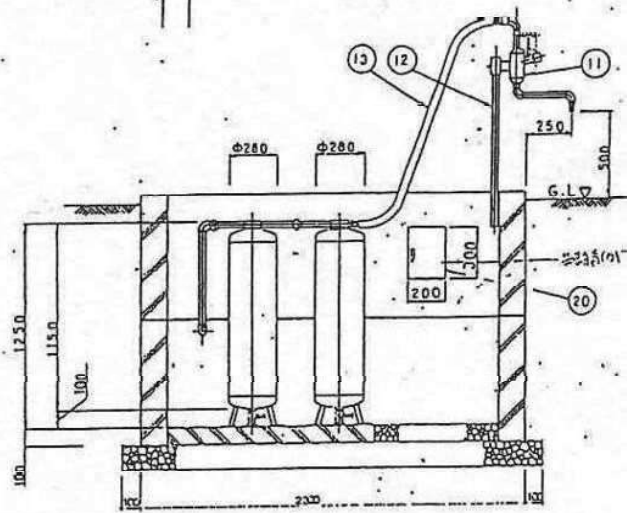


苗塚塚前公園防災用ポンプ 手押しポンプ

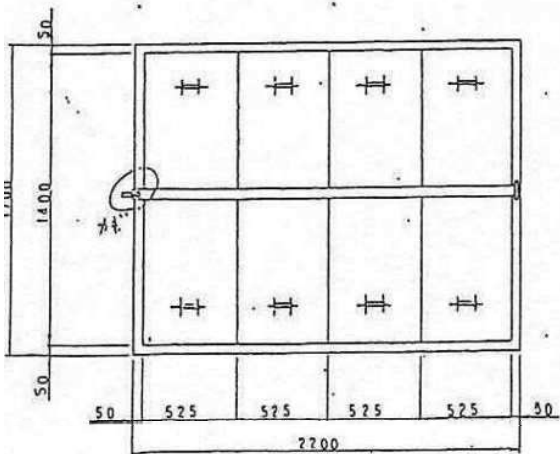
S=FREE



A矢視図

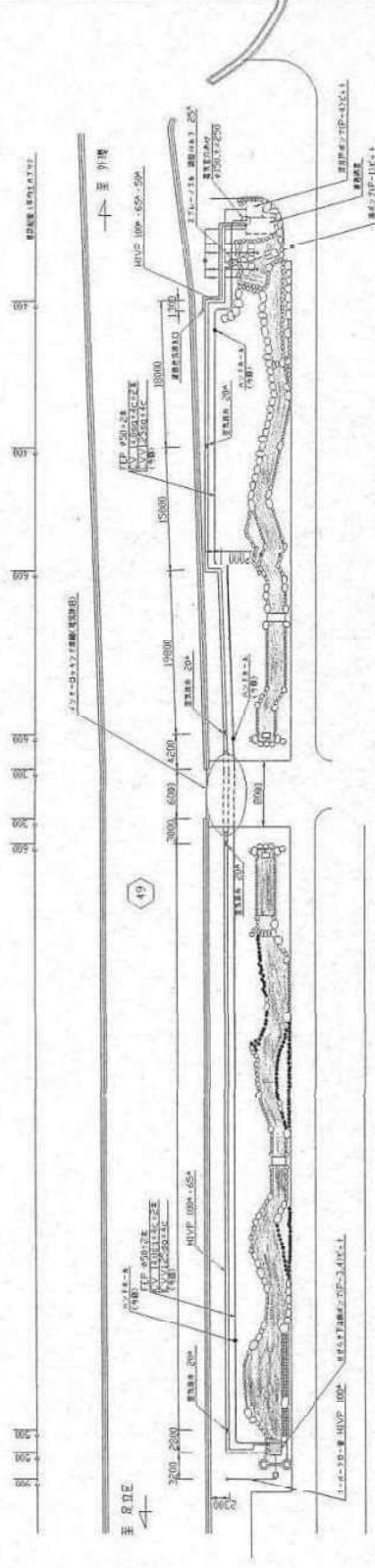


B-B断面图

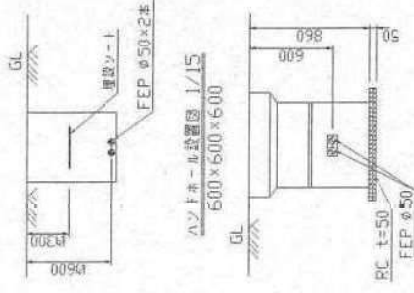


草加松原公園せせらぎゾーン 施設平面図

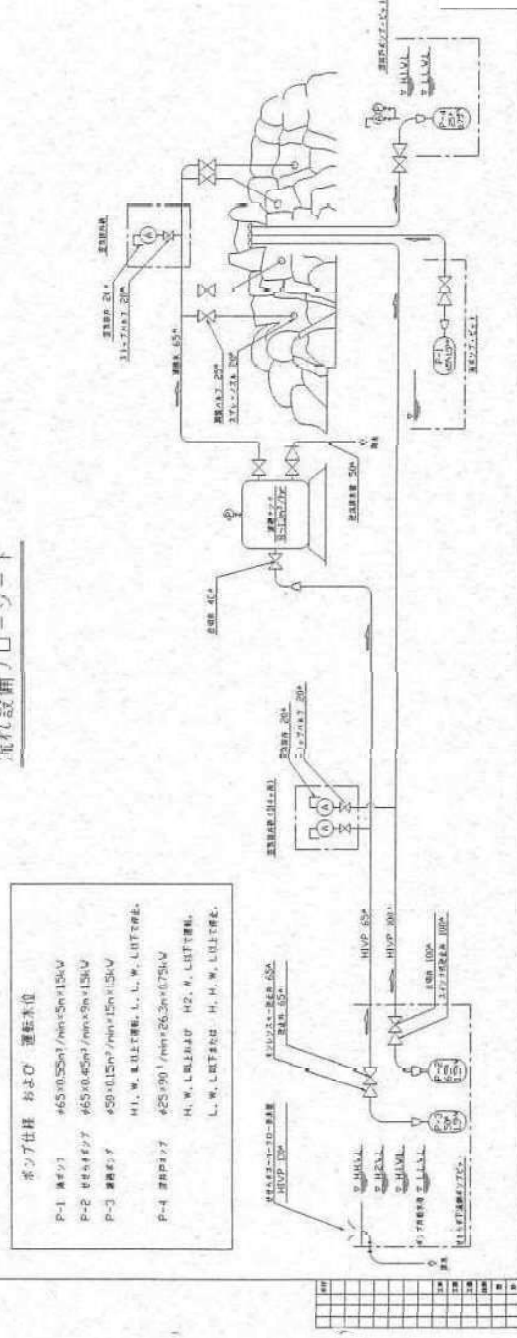
S=FREE



電線管敷設圖 1/15

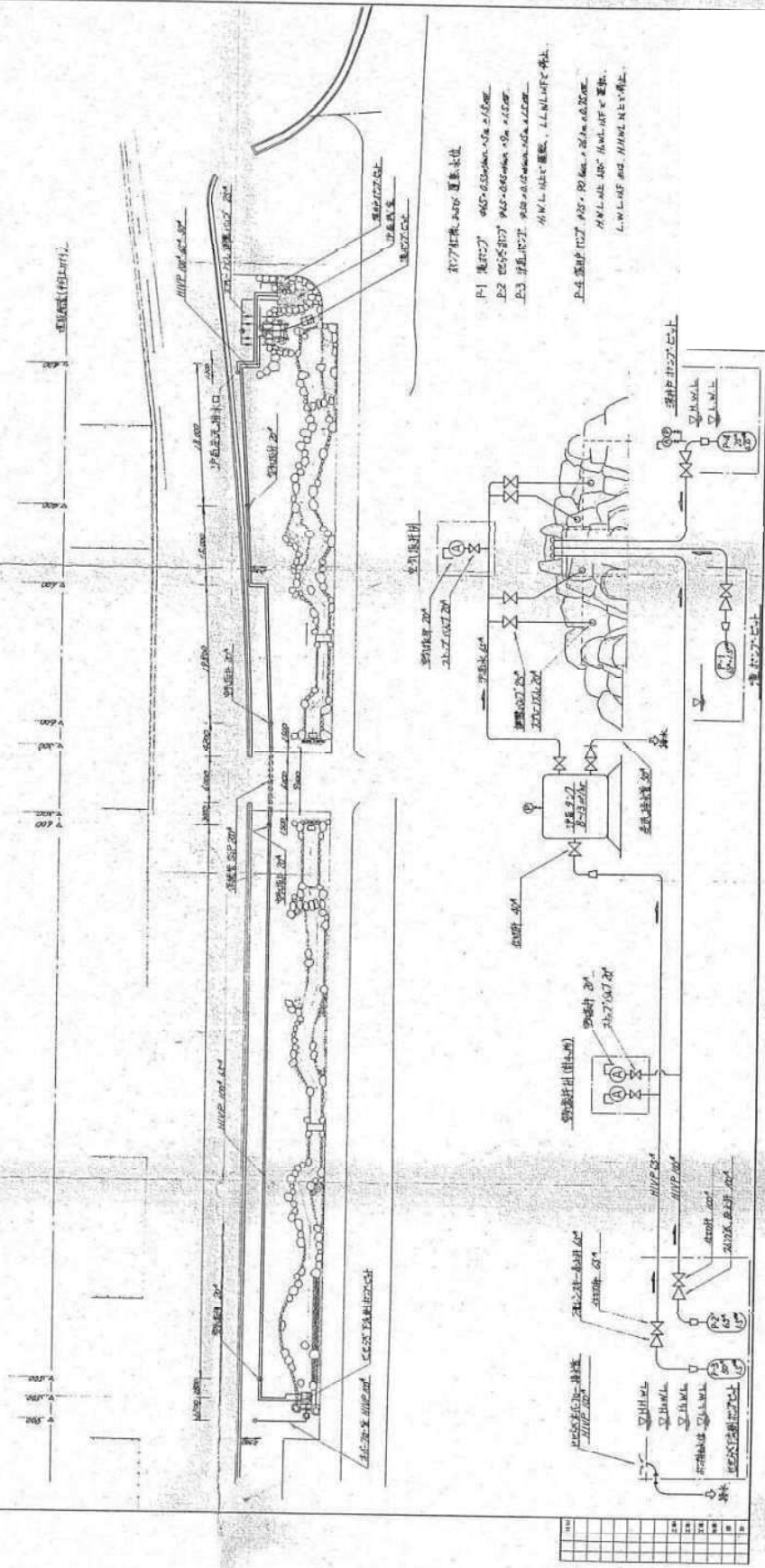


流れ設備フロースート



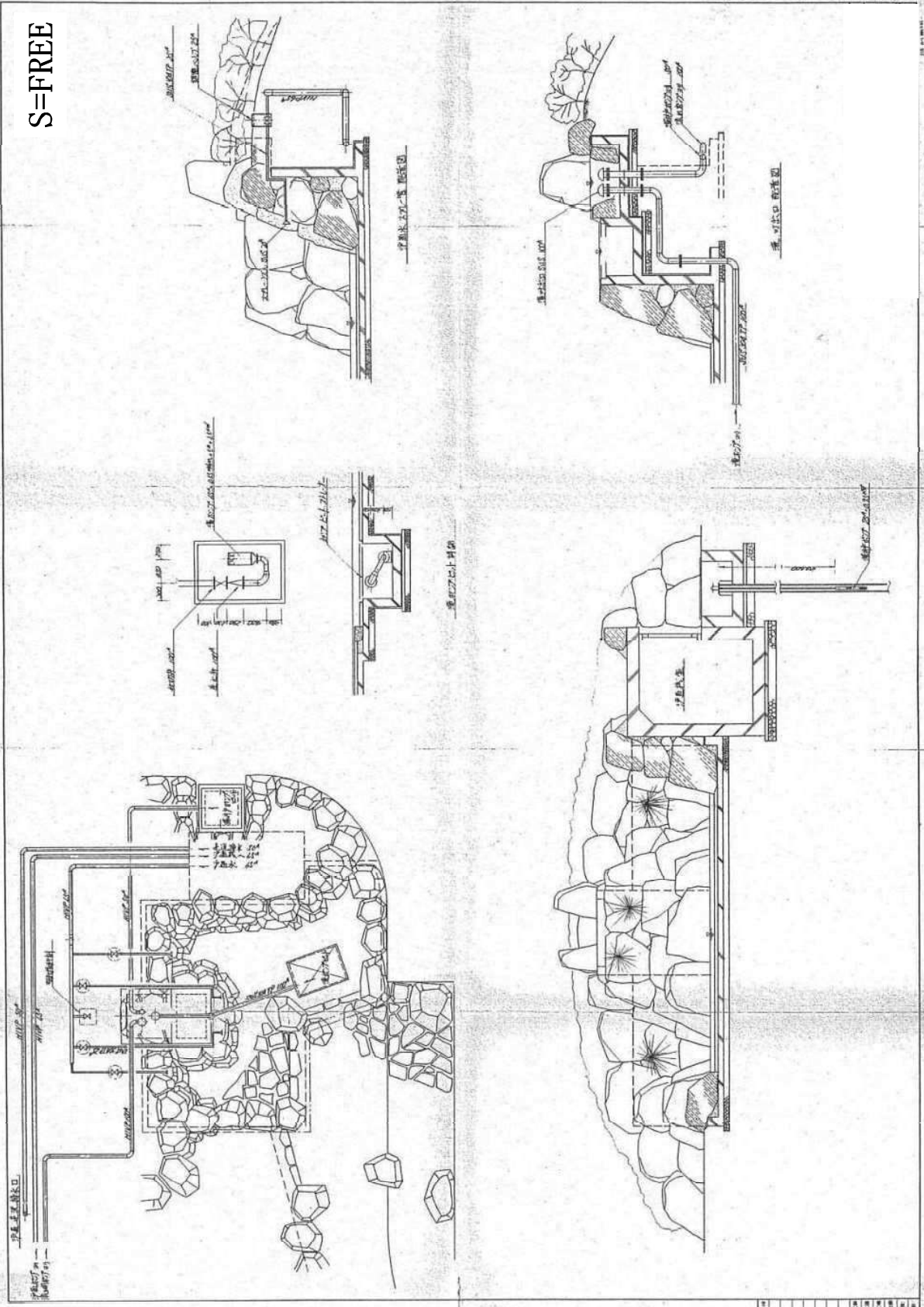
草加松原公園せせらぎゾーン ポンプ設備配置図

S=FREE



卓加松原公園せせらぎゾーン 上流ポンフヒット

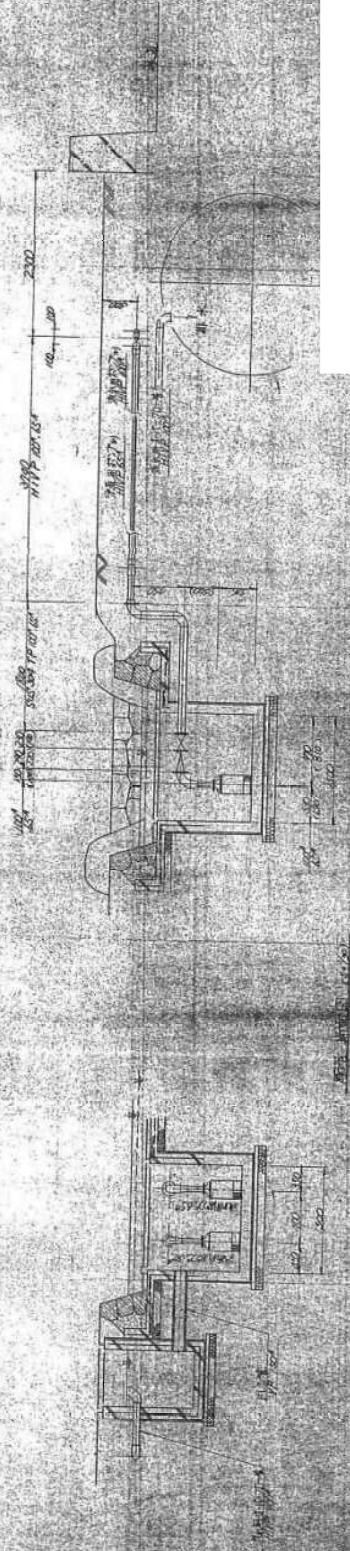
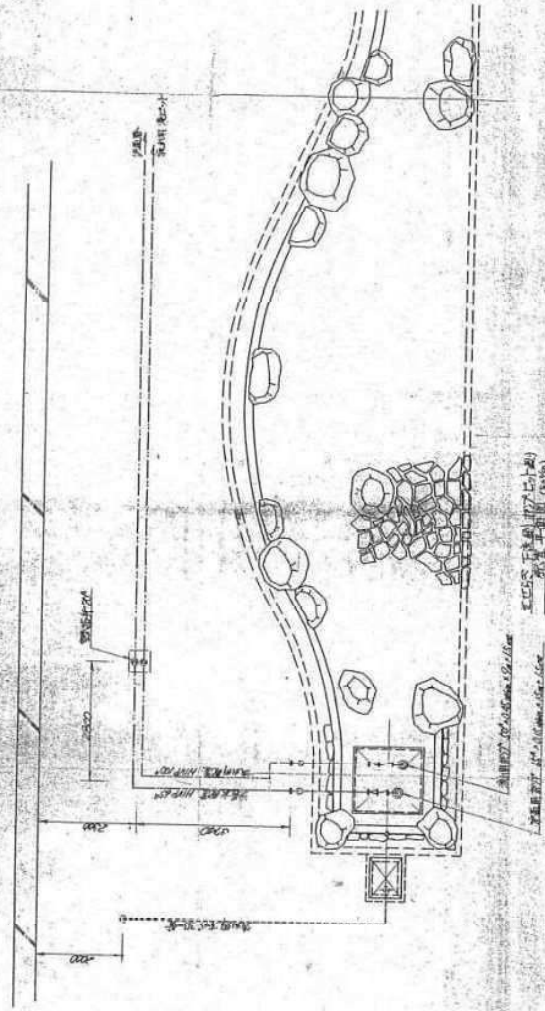
S=FREE



1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

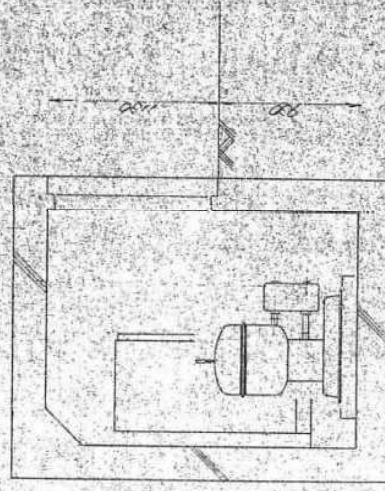
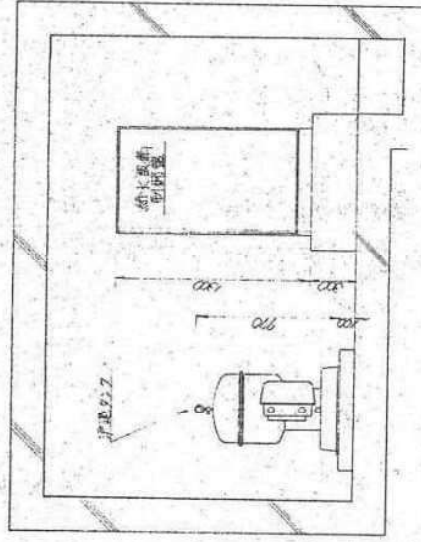
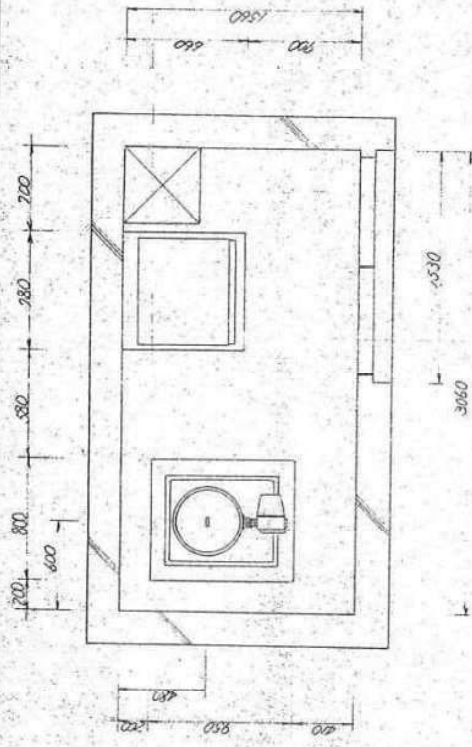
草加松原公園せせらぎゾーン 下流ポンプピット

S=FREE



草加松原公園せせらぎゾーン 濾過設備その2

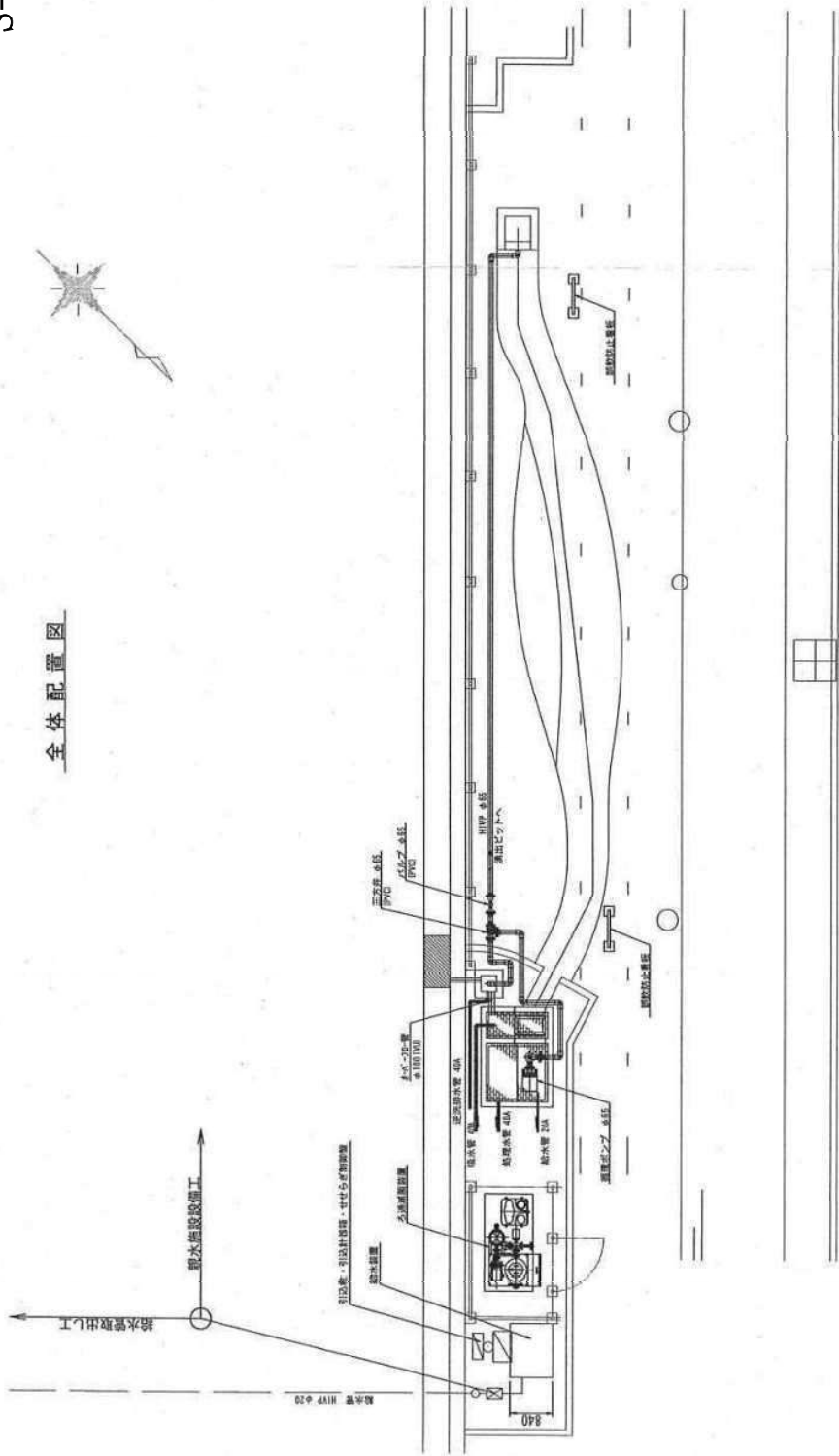
S=FREE

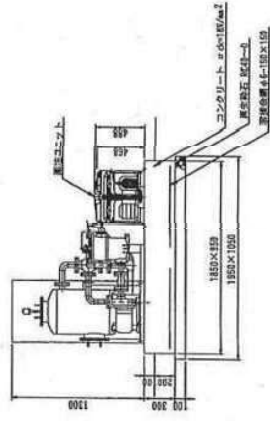


一の橋・伝右川線修景施設 全体配置図

S=FREE

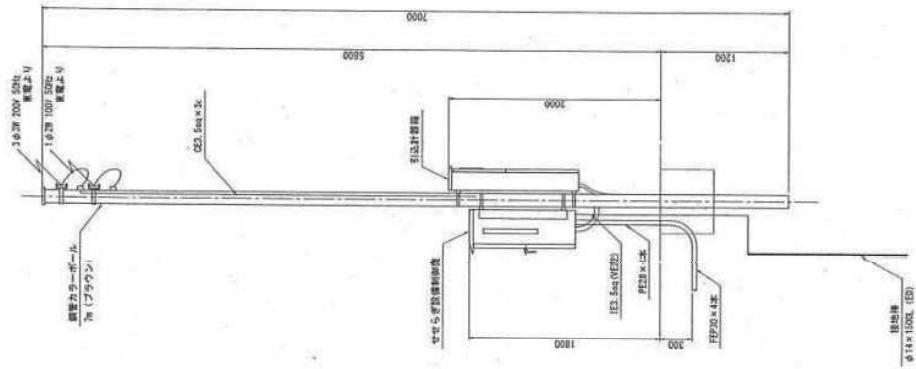
全体配置図





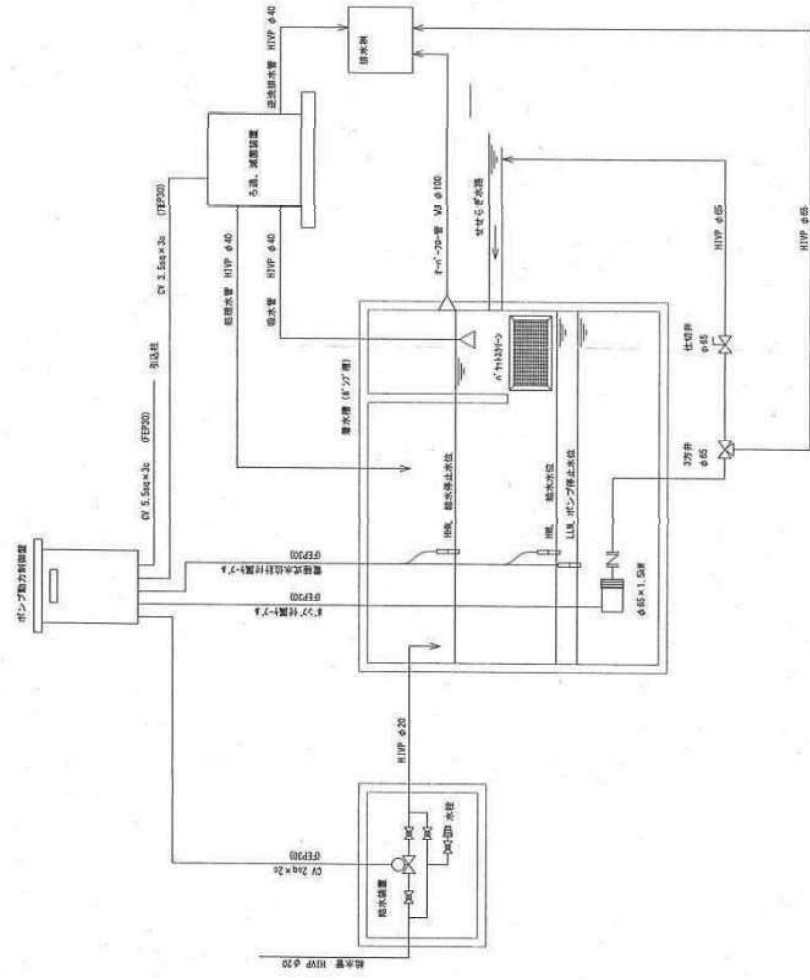
一の橋・伝右川線修景施設 配管図

電力引込図



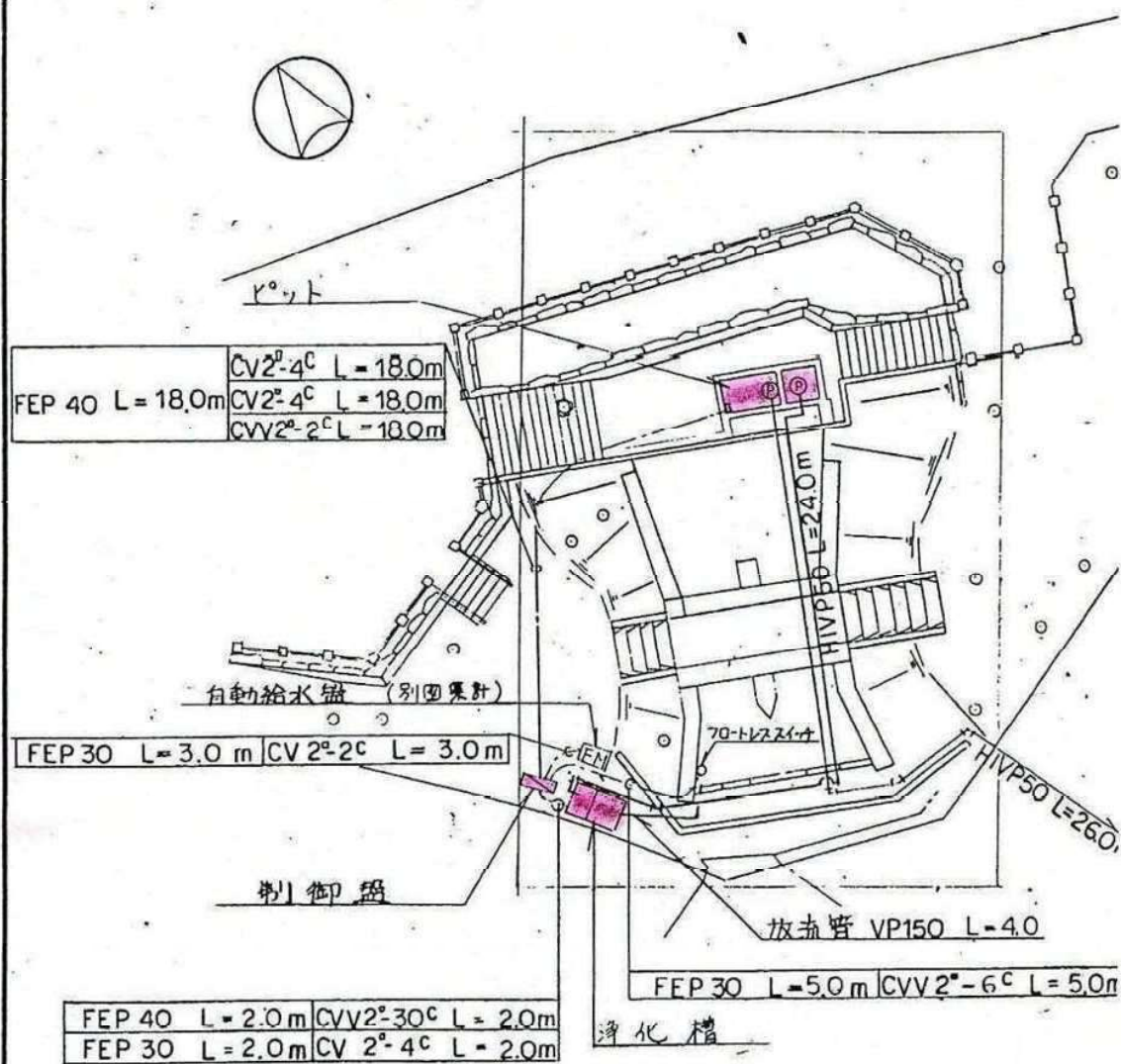
配線・配管系統図

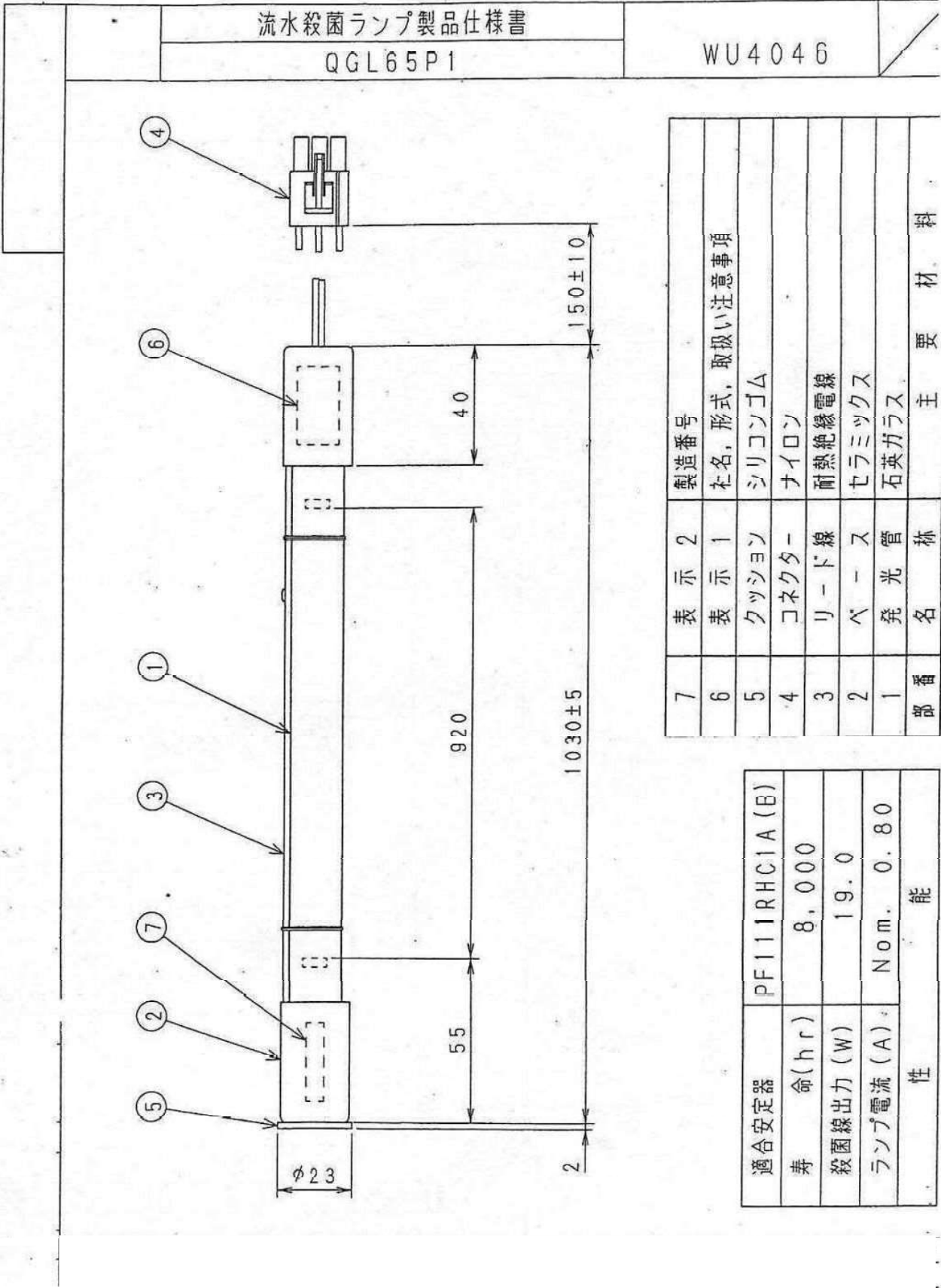
S=FREE



基左衛門堰水循環浄化設備 施設平面図

S=FREE





甚左衛門堰水循環浄化設備 UVランプ

S=FREE

甚左衛門堰水循環浄化設備 石英ジャケット

番号		変更履歴		日付	捺印

S=FREE

QJ	F	
QJ	F	
QJ	F	
QJ140F		1400
QJ120F		1200
QJ110F		1100
QJ100F		1000
QJ 51F		510
型 式		L寸法 (mm)

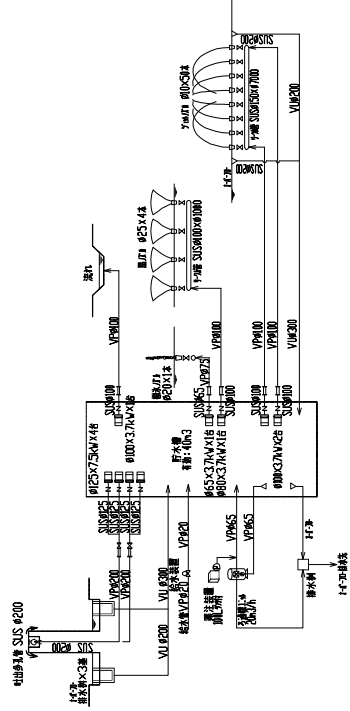
数量		部番	部品名	材質	図番・仕様	備考
		摘	組立図	名	石英ジャケット	
		要	部分組立図		称	Fタイプ
単位		mm	第3角法	尺度	1/1	
表面処理		承認	照査	設計	製図	
				日付	99-5-21	図番 E-P-3497M

まつばら綾瀬川公園修景施設給水設備 施設平面図

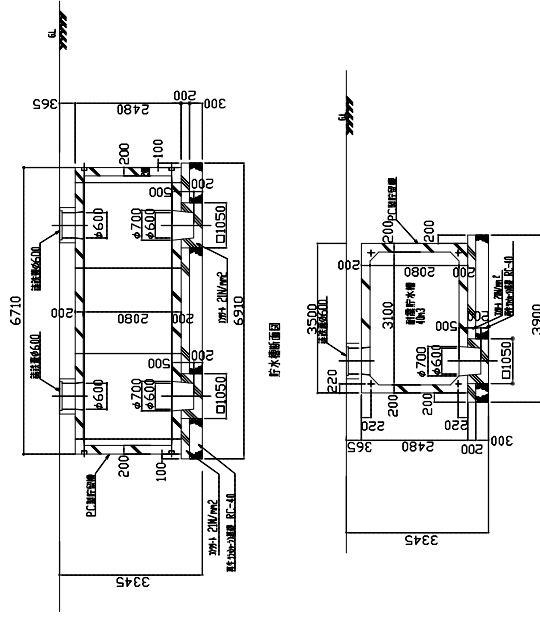
S=FREE



水景施設設備71-図

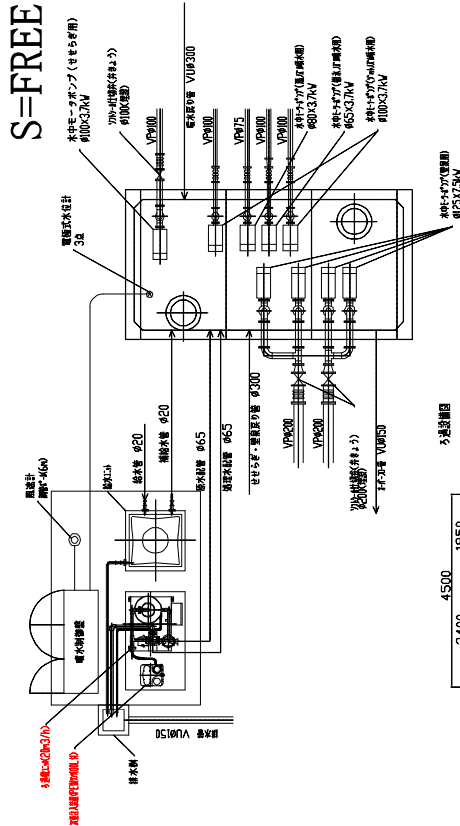


貯水槽



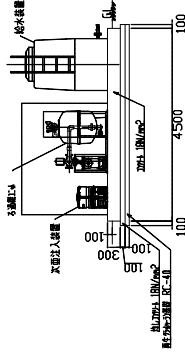
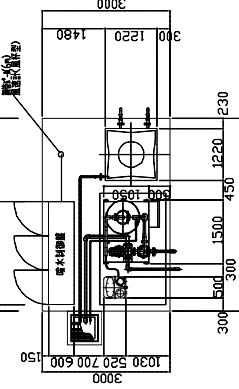
貯水槽断面図

ろ過設備図



ろ過設備図

ろ過設備図

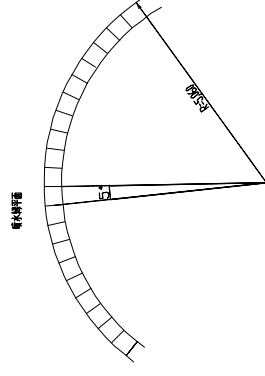
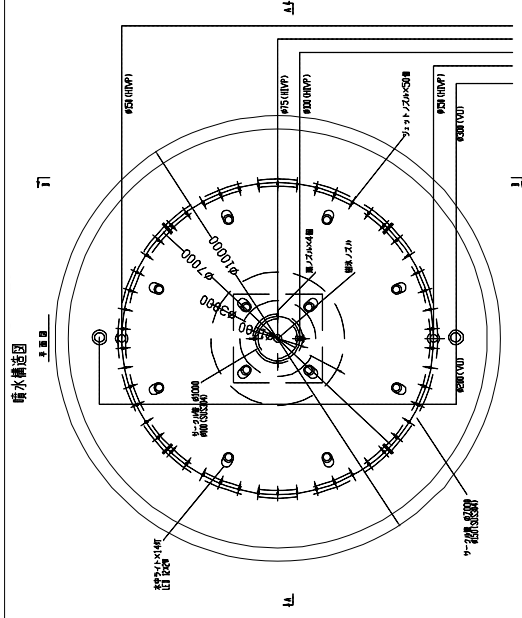


ろ過設備図

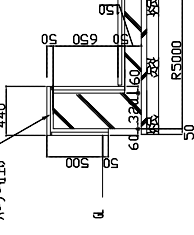
まつばら綾瀬川公園修景施設給水設備 貯水槽・濾過設備

噴水構造図

S=FREE

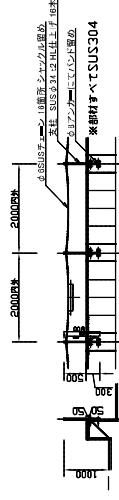


花こう岩（黒色系御影切石） $t=25$

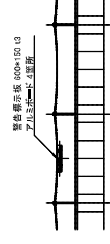


噴水は上げ詳細図

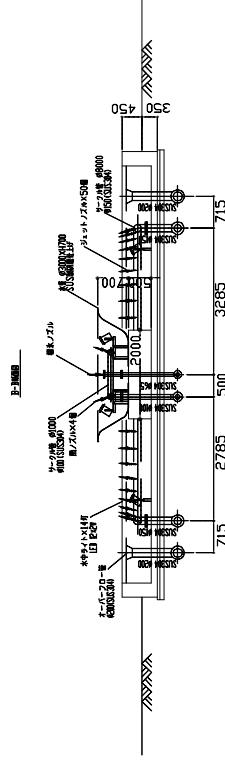
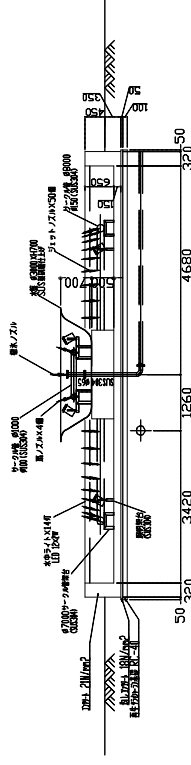
噴水立入防止柵



立面图喷水内传



立面図環水外側

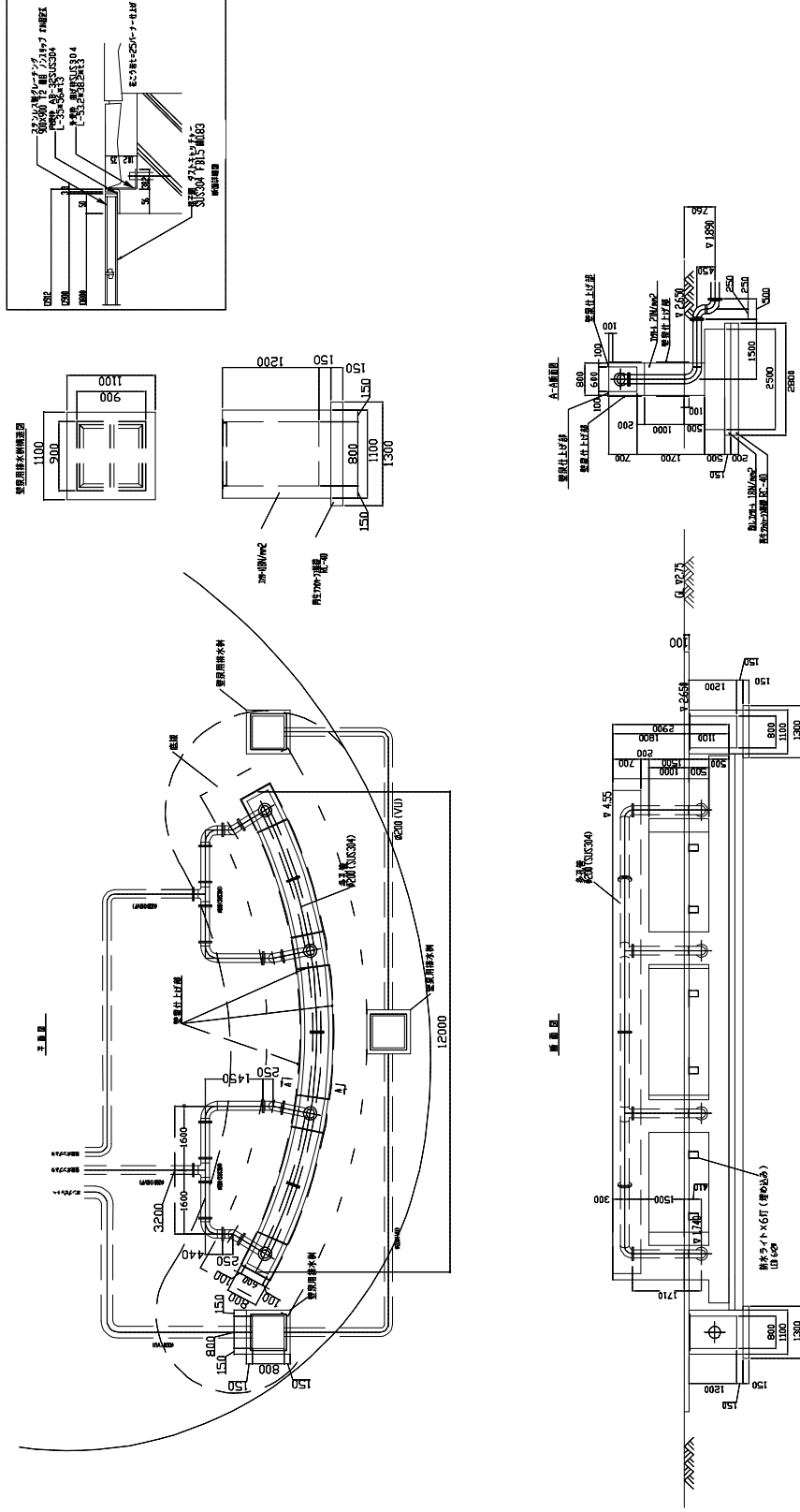


東洋輪船は約5mとし、発泡樹脂系材料（密度10）を骨柱とする。石炭部はシーリングを標準とする。底は水底（センターバルブ）フットW200X5）による排水処理を標準とする。

東洋輪船は排水処理を行うものとする。

其6 つばら綾瀬川公園修景施設給水設備 噴水池設備 その1

S=FREE

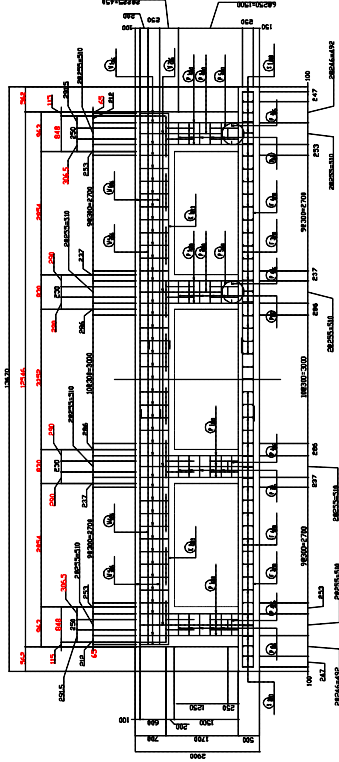
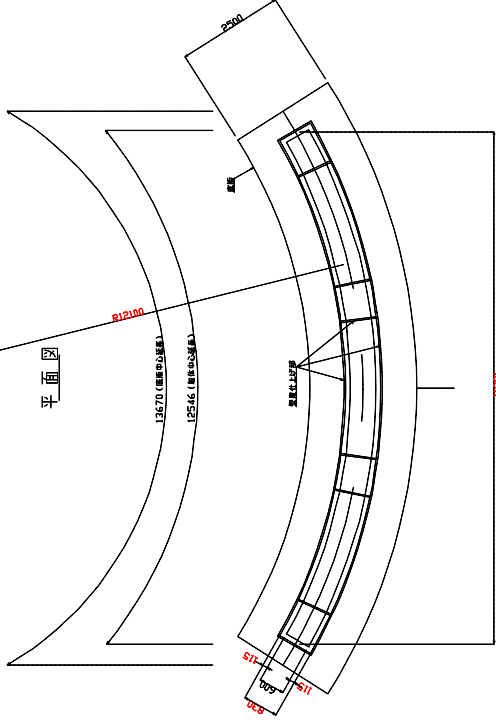


まっばら綾瀬川公園修景施設給水設備 壁泉その1

※記仕様
は、壁泉仕上げ部とし、壁泉仕上げ部を省略すること。
※壁泉仕上げ部の構造は、壁泉仕上げ部の構造を省略すること。
※壁泉仕上げ部の構造は、壁泉仕上げ部の構造を省略すること。

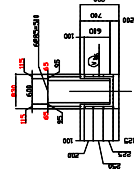
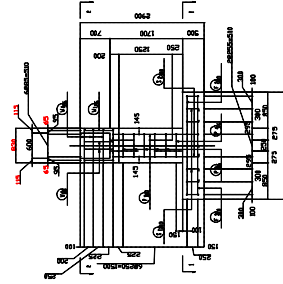
S=FREE

3 - 3



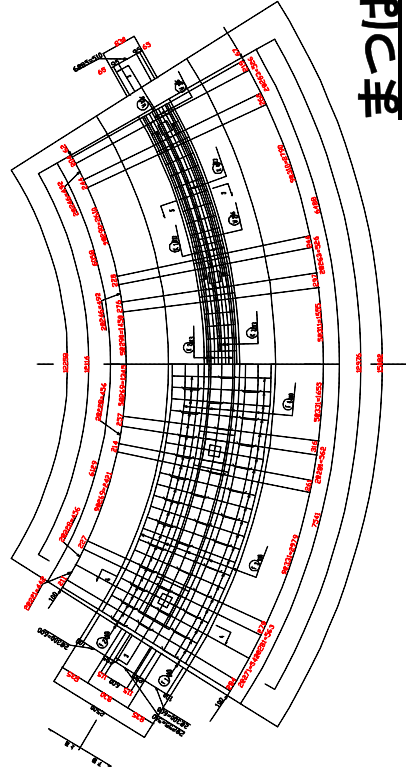
4 - 4

5 - 5

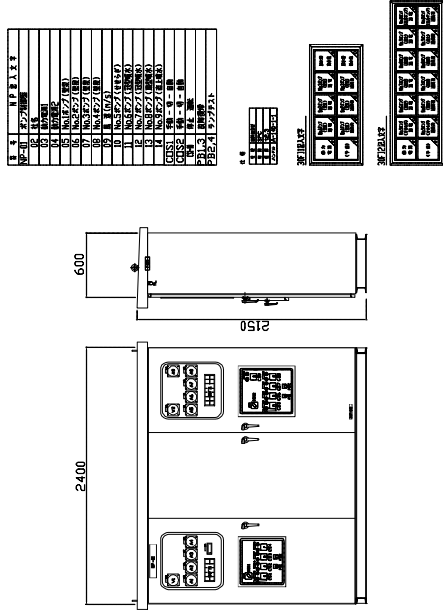


平面図

1 - 1 | 2 - 2

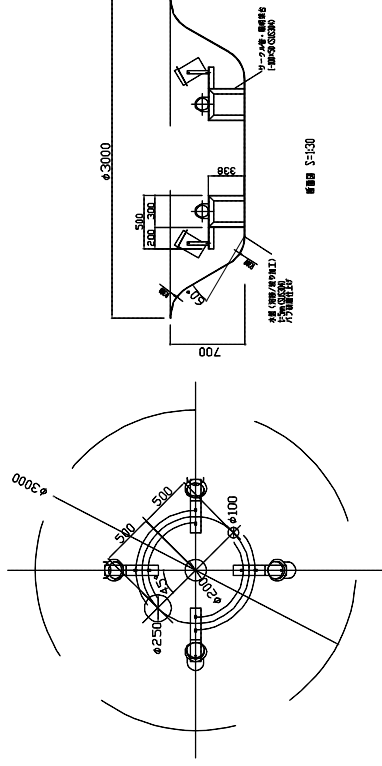


制御盤外形図



銅製水盤

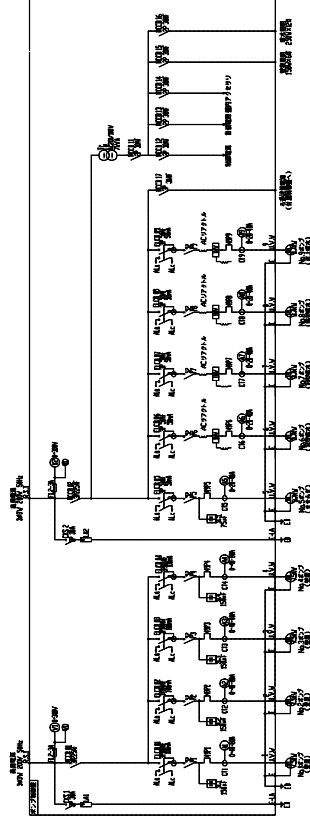
S=FREE



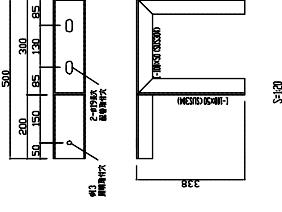
平継 S=130

平継 S=130

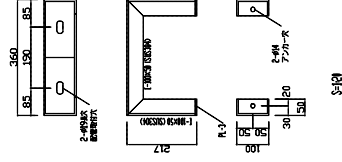
制御盤接続図



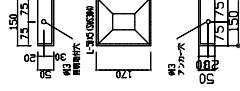
φ1000サークル管・照明架台



φ7000サークル管架台

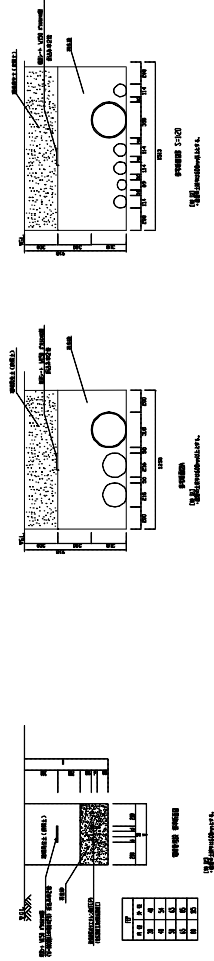
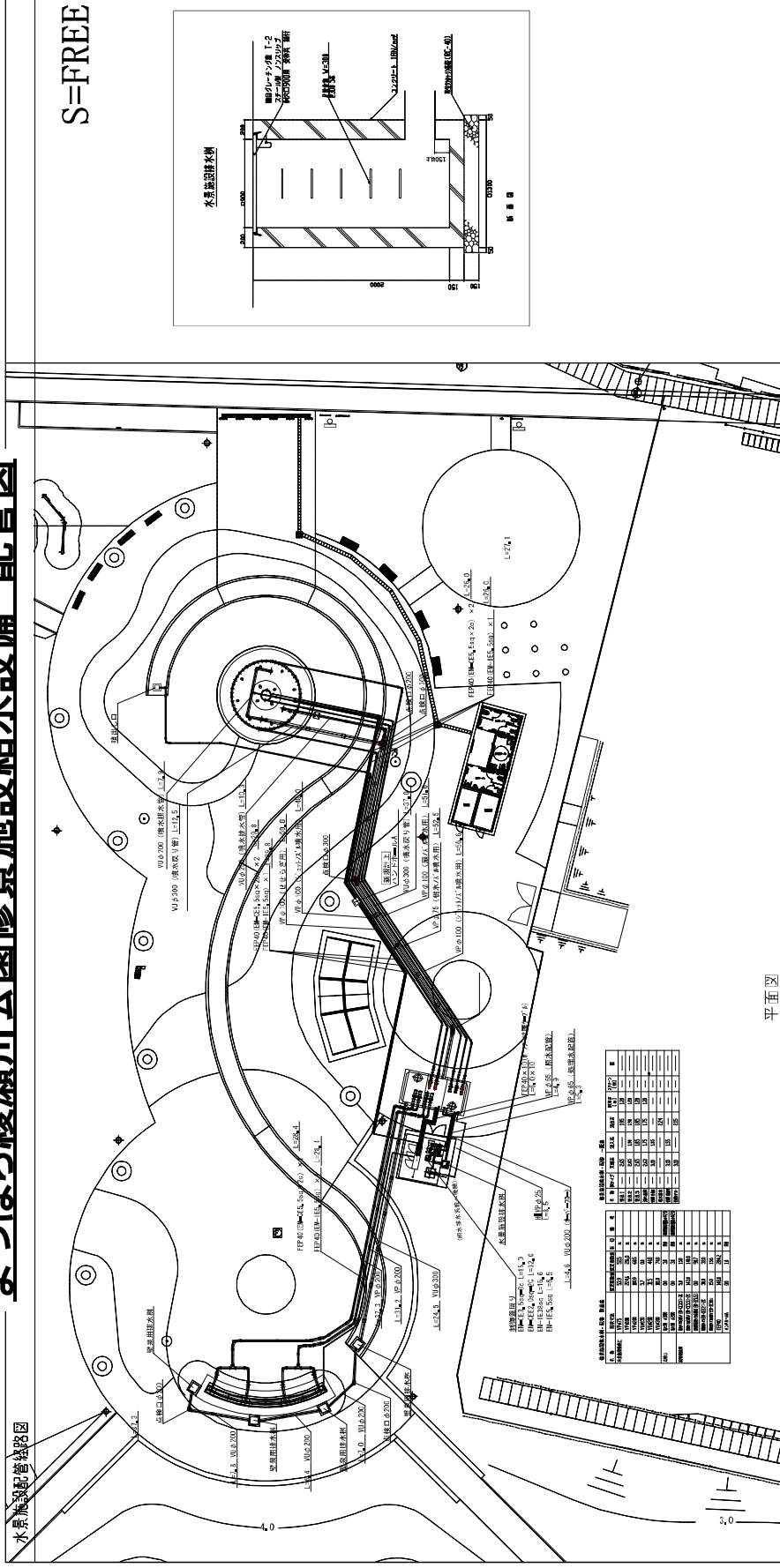


照明架台



まつばら綾瀬川公園修景施設給水設備 制御盤

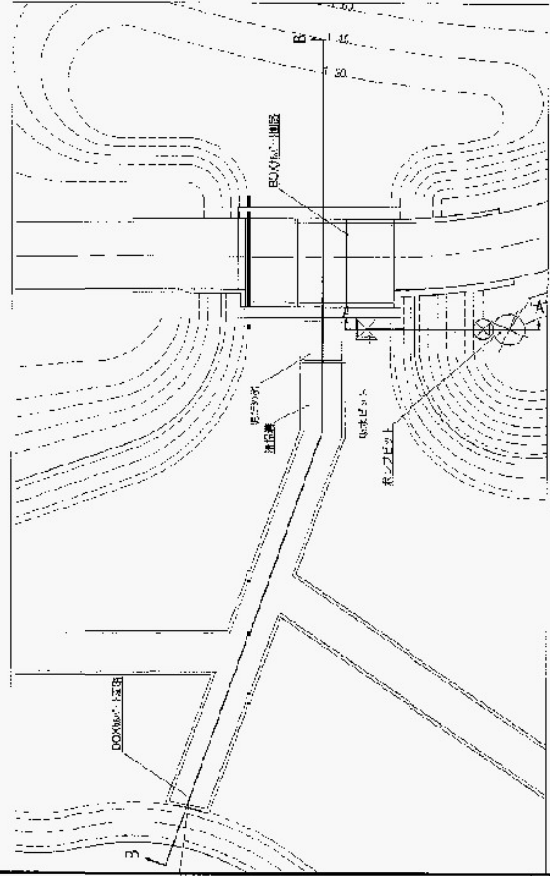
まづばら綾瀬川公園修景施設給水設備配管図



[illegible][illegible]

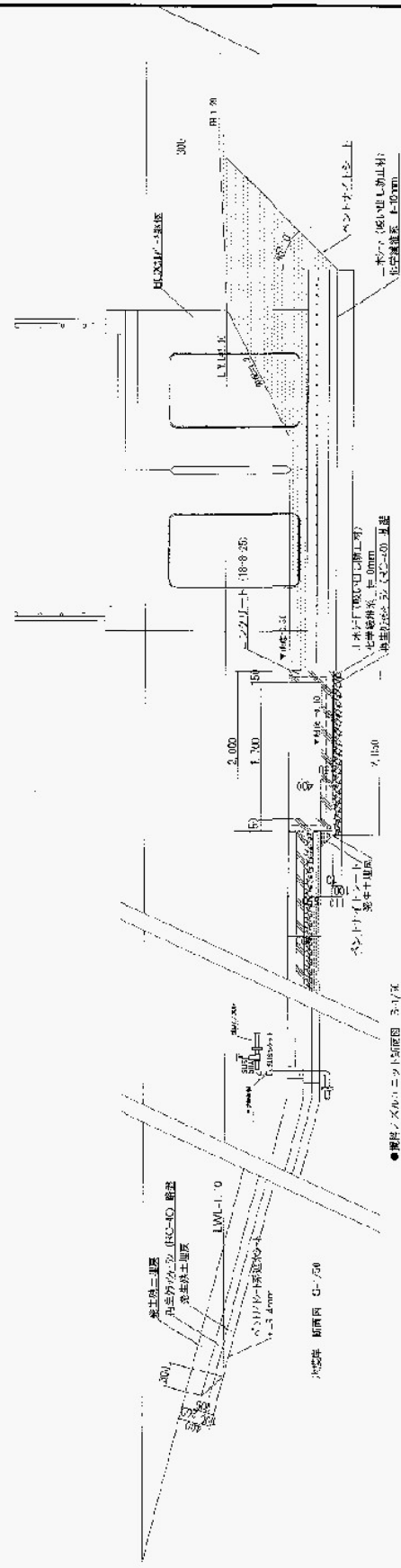
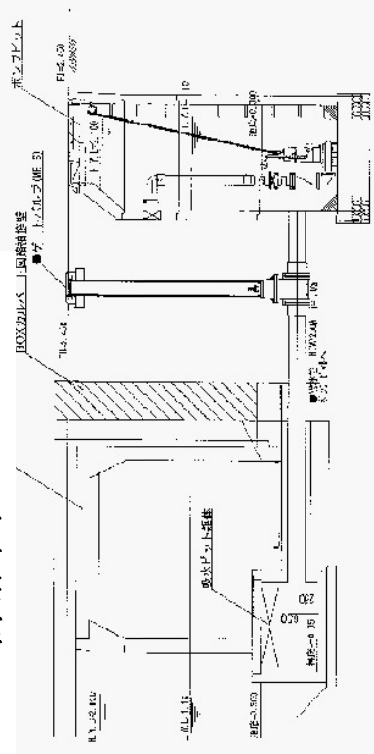
S=FREE

松原団地記念公園池循環設備 詳細図 1



断面位置図

A-A 断面図



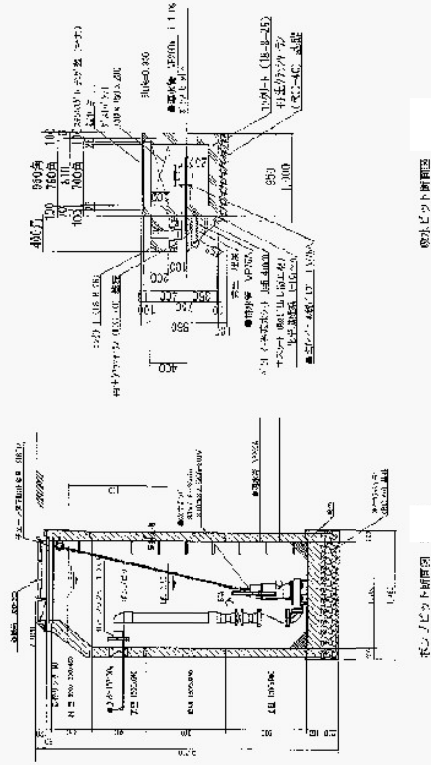
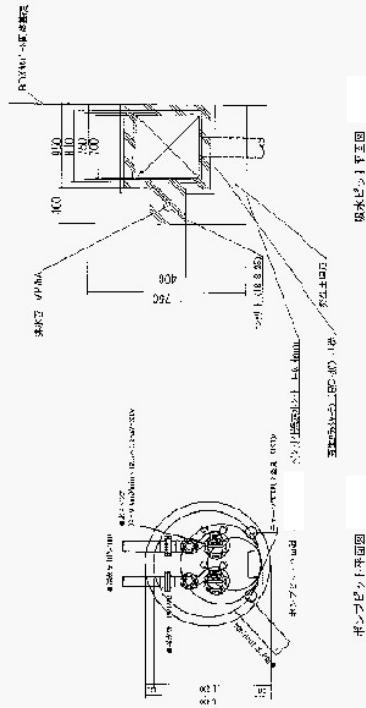
B-B 断面図

● 資料ノズルユニット設置図 参考図

2024年10月10日

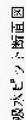
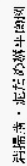
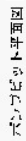
S=FREE

松原団地記念公園池循環設備 詳細図 2



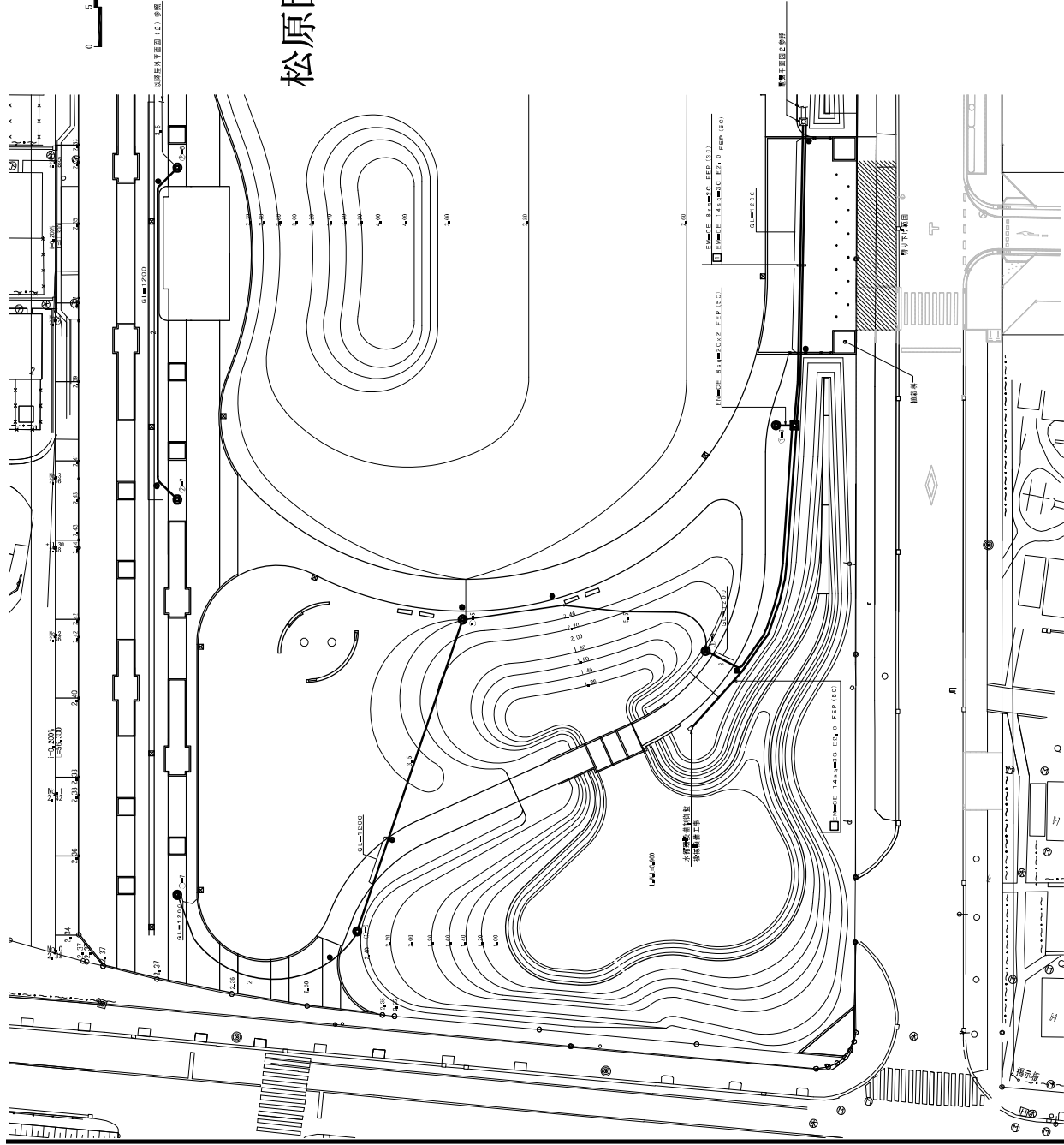
機件ノズル 機件ノズル ※ノズル吐水方向は現場にて調整	バルブ及びボックス 井上流750〜1100mm 9-5 標準断面図	バルブ及びボックス (10E-6) S=FREE 大口径10〜200mm (10E-6) 標準断面図
	松原団地記念公園池循環設備 詳細図 4	

2. 図表


$$\frac{1}{2} \frac{d}{dt} \left(\frac{1}{2} \frac{d}{dt} \right)$$


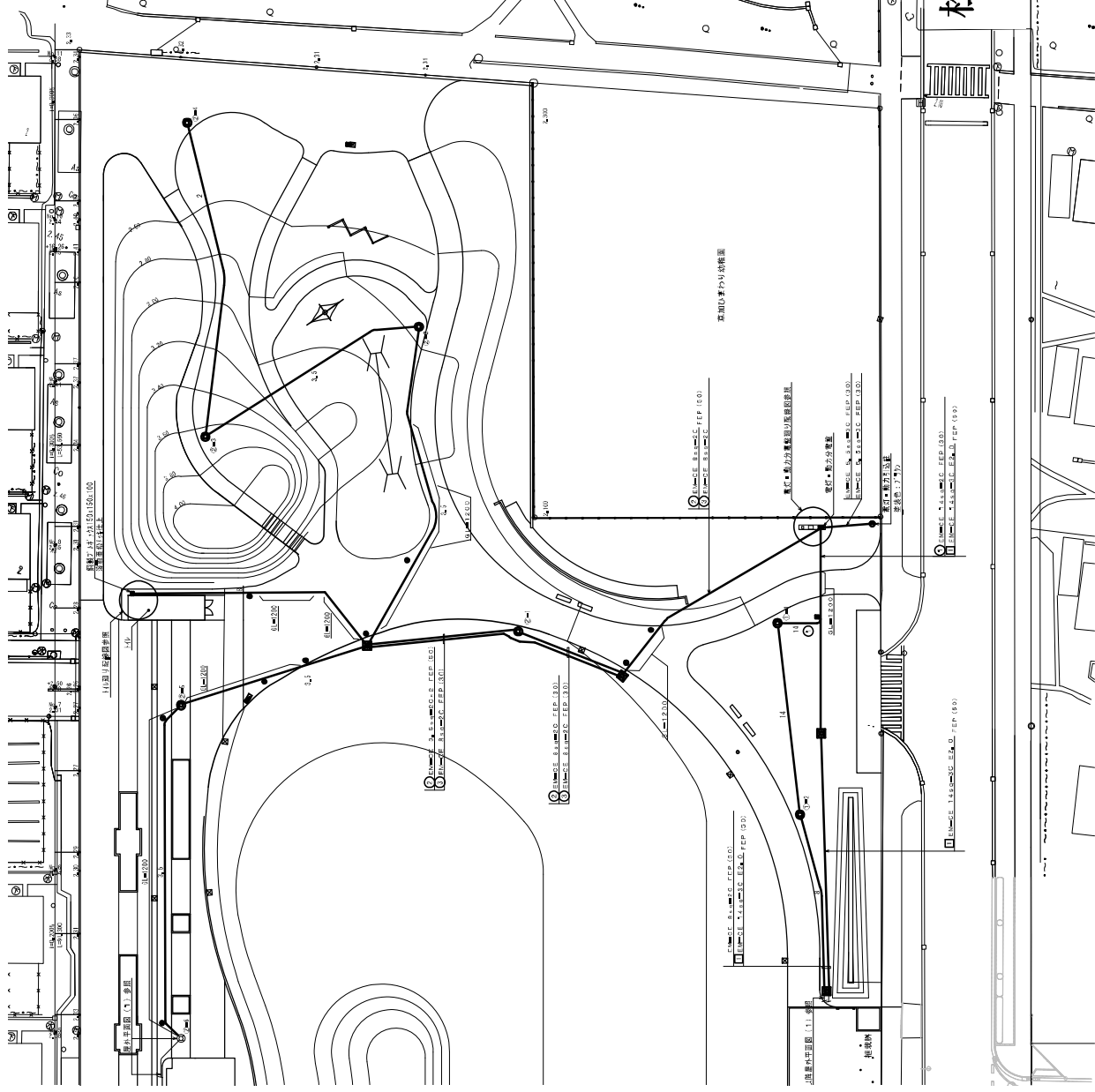
五十二





松原団地記念公園池循環設備
電気設備平面図 1

記号	名称	規格	数量	単位	備考
1	電力変圧器	10kV/200V	1	台	
2	電力変圧器	10kV/200V	1	台	
3	電力変圧器	10kV/200V	1	台	
4	電力変圧器	10kV/200V	1	台	
5	電力変圧器	10kV/200V	1	台	
6	電力変圧器	10kV/200V	1	台	
7	電力変圧器	10kV/200V	1	台	
8	電力変圧器	10kV/200V	1	台	
9	電力変圧器	10kV/200V	1	台	
10	電力変圧器	10kV/200V	1	台	
11	電力変圧器	10kV/200V	1	台	
12	電力変圧器	10kV/200V	1	台	
13	電力変圧器	10kV/200V	1	台	
14	電力変圧器	10kV/200V	1	台	
15	電力変圧器	10kV/200V	1	台	
16	電力変圧器	10kV/200V	1	台	
17	電力変圧器	10kV/200V	1	台	
18	電力変圧器	10kV/200V	1	台	
19	電力変圧器	10kV/200V	1	台	
20	電力変圧器	10kV/200V	1	台	

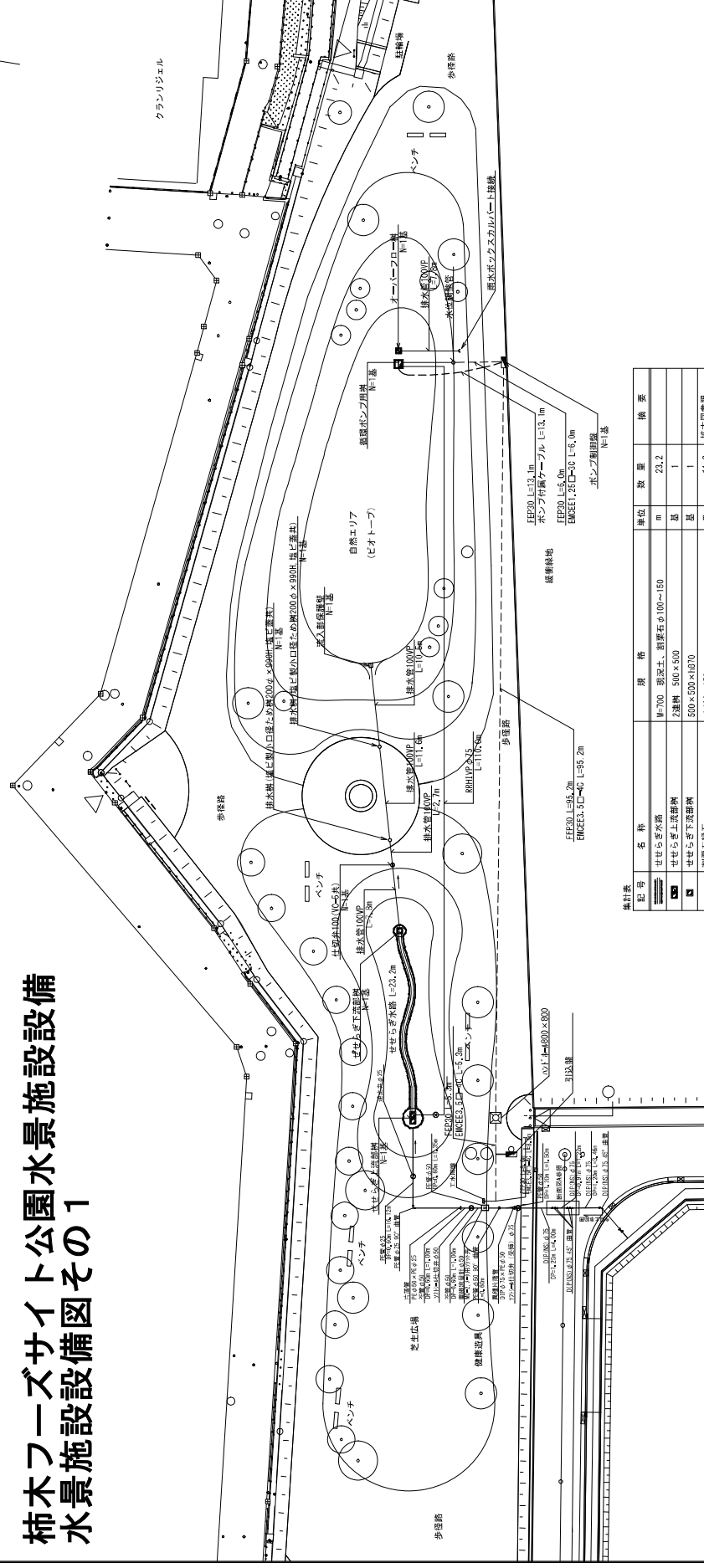


松原団地記念公園池循環設備
電気設備平面図 2

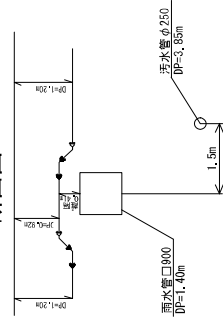
S=FREE

$S=1:500$

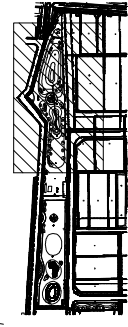
柿木フーズサイト公園水景施設設備
水景施設設備図その1



断面图A



KEY PLAN

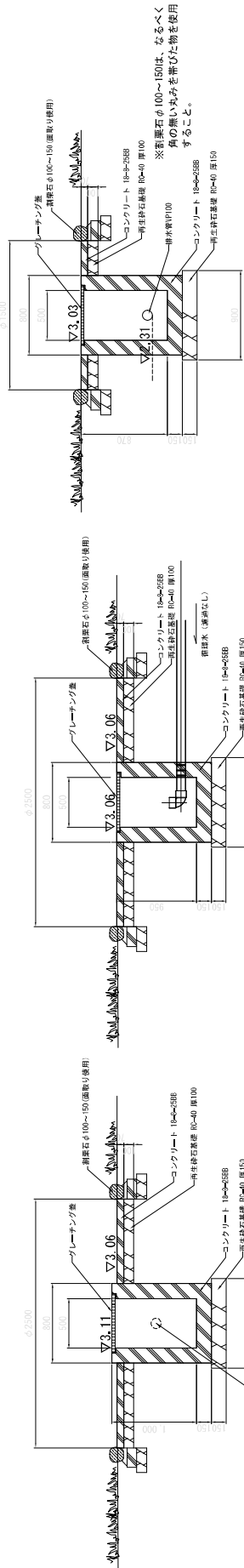
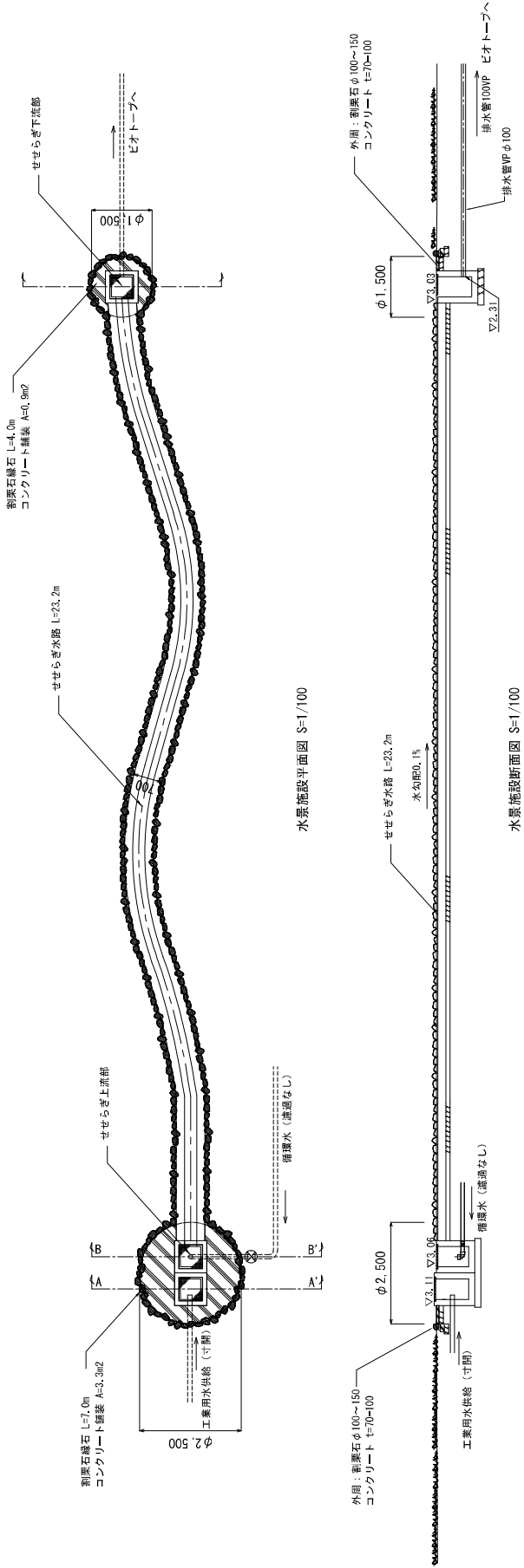


集排水	記号	名称	規格	単位	数量	備考
	—	せせらぎ水溜	W=700 珪波土、前張石φ100~150	m	23.2	
	—	せせらぎ上流排水	2連鋼 500×500	基	1	
	□	せせらぎ下流排水	500×500×h870	基	1	
	—	前張石積石	φ100~150	m	11.0	協定図参照
	///	コンクリート舗装	φ70~100	m ²	4.2	協定図参照
	□	湧き泉保護壁	500×1500×h300	基	1	
	□	湧きポンプ用鋼	900×600×h1060 水圧調整舎	基	1	
	○	オーバーフローー鋼	500×500×h850	基	1	
	○	排水水	埋ど製小口径ため池200φ×950H	基	1	
	⊗	湧き泉排水井	埋ど製小口径ため池200φ×950H	基	1	
	⊗	仕切井100 (VH=5ft)	φ=4ft、h=75	基	1	
	—	排水管	100UP	基	40.4	
	—	RRIIP 675		m	110.0	
	—	ポンプ制御鋼	600×400×h1800	基	1	
	----	PEP20		m	128.2	
	----	ポンプ付風タープル		m	13.1	
	----	ENG51.25口=0C		m	6.0	
	----	ENG53.5口=40		m	103.1	
	----	工業用排水	DIP=75、圧=55~60	m	33	

柿木フーズサイト公園水景施設設備 水景施設設備図その2

水景施設設備図-2

せせらぎ水路詳細図



せせらぎ下流部断面図 S=1/40

せせらぎ上流部 B-B' 断面図 S=1/40

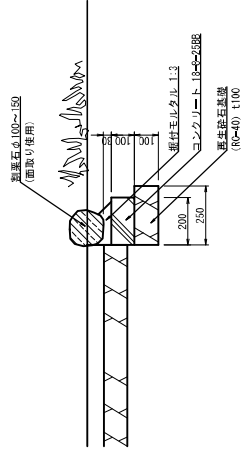
せせらぎ上流部 A-A' 断面図 S=1/40

柿木フーズサイト公園水景施設設備 水景施設設備図その3

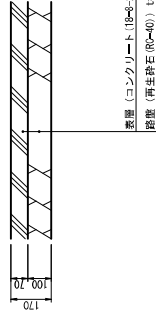
水景施設構造図-1

S=図 示

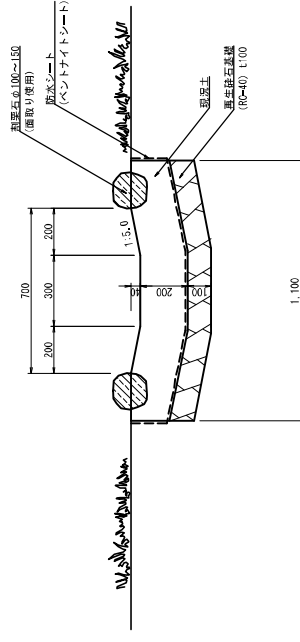
割栗石縁石 S=1:20



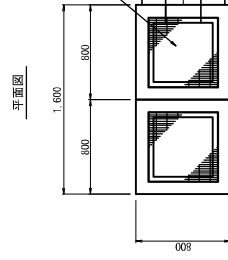
コンクリート舗装 S=1:20



せせらぎ水路 S=1:20

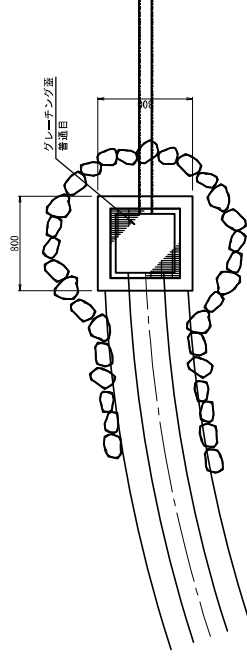


せせらぎ上流部側 S=1:40

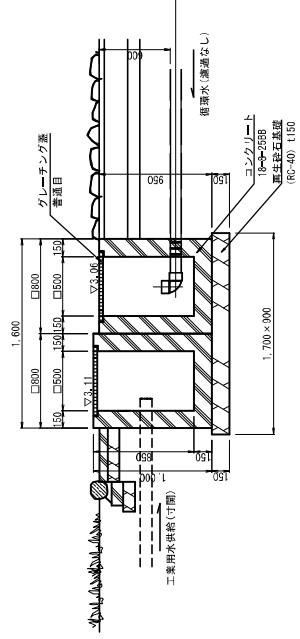


せせらぎ下流部側 S=1:40

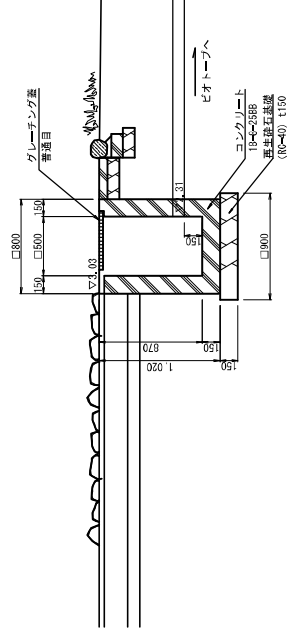
平面図



断面図



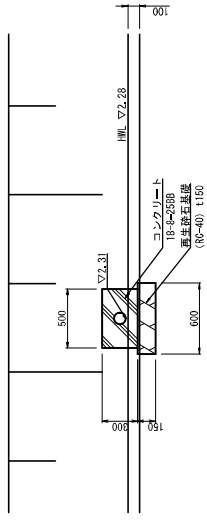
断面図



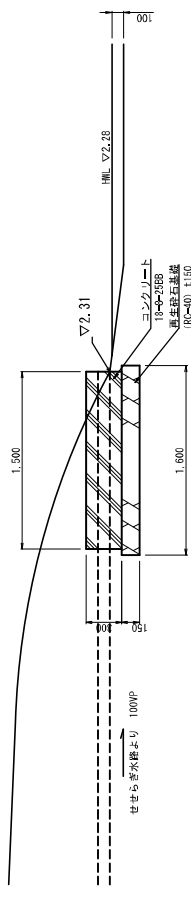
柿木フーズサイト公園水景施設設備
水景施設設備図その4

流入部保護壁
S-11.40

正面図

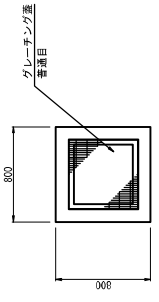


断面図

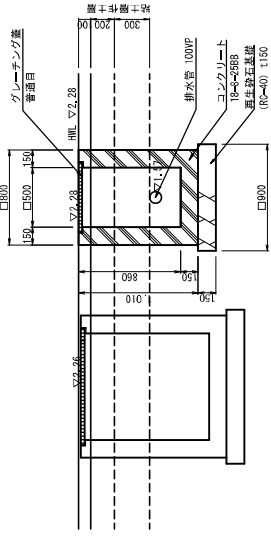


オーバーフロー樹
S-11.40

平面図



断面図

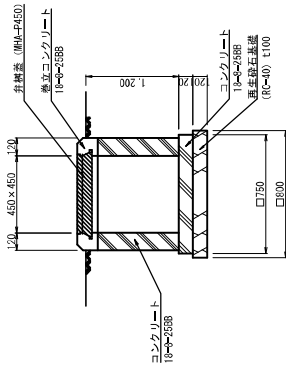


水景施設構造図-3

S=図 示

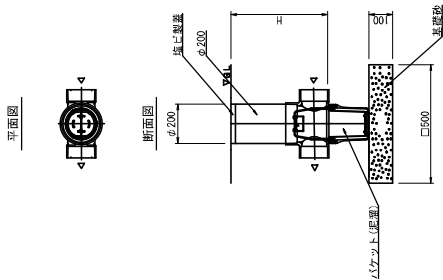
弁樹 (VC-5)

S=1.40



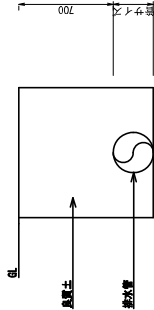
排水樹 (塩ビ製小口径ため樹)

S=1.20



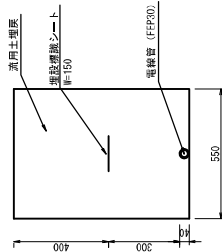
排水管

S=1.20



電線管理図

S=1.20

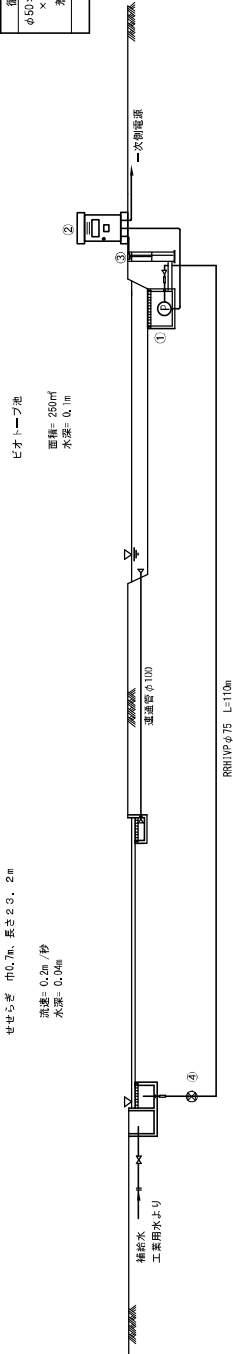


柿木ファースト公園水景施設設備 水景施設設備図その6

水景施設構造図-4
S=図 示

循環ポンプフロースキート図

機器表			
①	②	③	④
循環ポンプ φ50×0.25m ² /min ×4.0m×0.75m 素組設置付	制御盤 屋外自立型 600×500×1,800	水位計 電機3P 電極座 水位調整管	流量調整弁 ホーパ1.7 φ75 ボックス共 1基



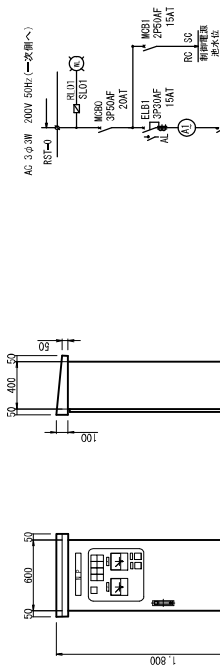
RNH1Pφ75 L=110m

ポンプ制御盤

S=1.40

制御盤姿図

単線結線図



平面図

循環ポンプ用機

S=1.40

平面図

